

アルケイアー記録・情報・歴史—
第8号 2014年3月 49-103頁
南山大学史料室

中世前期・東フランク＝ドイツ王国における 「宮廷アーカイヴ」

岡地 稔

南山大学外国語学部ドイツ学科

„Reichsarchiv“ im spätkarolingischen und ottonisch-salischen Reich

Abteilung für Deutschlandstudie, Fakultät der Fremdsprachen,
Universität Nanzan

Minoru OKACHI

archeia: documents, information and history
No.8 March, 2014 pp.49-103
Nanzan University Archives

序

- I 中世前期・東フランク＝ドイツ王国における王権、「宮廷アーカイヴ」
 - 1 旅する王——「巡行王権」
 - 2 巡行王権下の「宮廷アーカイヴ」
- II 東フランク王ルードヴィヒ4世・幼童王の「宮廷書記局」
 - 1 ルードヴィヒ幼童王の「宮廷書記局」
 - 2 国王文書の構成
 - 3 「書記」（Kanzler / Notar / Schreiber）
 - 4 ルードヴィヒ幼童王の巡行路と書記たちの随行地域
 - 5 印章 SI (sigillum impressum)
 - 6 文書作成実務

結び

中世前期・東フランク＝ドイツ王国における 「宮廷アーカイヴ」

岡地 稔

序

中世ヨーロッパにおいて文書の保存・管理が意識的になされた場として、われわれが想起するのは、通例、各地の教会・修道院である。そこでは自己の権利・所領を維持・保持するべく、これを証拠立てる各種の証書が保存・管理され、継承された。またそうして蓄積された証書類をまとめ、写しを取るなどして、「文書集」を編纂する努力もなされた。中世前期に時期を限ってアーカイヴ活動を語るとするならば、教会・修道院におけるこうした努力・事業をまず挙げることになる。他方で統治者の側におけるそうした活動に関しては、明確な像を描くことは困難である。文書の保存・管理の場であったと思われる「宮廷アーカイヴ」は、名称こそ史料に散見されるものの、その実態は詳らかではなく、統治者側における文書・証書類の体系的な管理についての解明は、日本でも津田拓郎氏によるカロリング朝期における研究がその途に就いたばかりのところである¹⁾。

本稿は、津田氏が研究対象とされる時代から少し進んで、「宮廷アーカイヴ」が語られることもできないとされる、カロリング朝末期からオットー朝・ザーリア朝期を対象に、統治者側の「アーカイヴ活動」について大まかな見取り図を描くことを試みるものである。第I部では「宮廷アーカイヴ」が存在しないといわれる所以である「巡行王権」という統治形態にふれ、そこで文書行政を担った宮廷書記局－書記について概観し、彼らが果たしたとされる

歴史的役割が、どうして可能であったのか、問題提起する。第Ⅱ部ではルー
ドヴィヒ幼童王期における宮廷書記局—書記を例に、書記たちの活動のあり
ようを見ていき、「アーカイヴ活動」の文脈で見通せるところを提示する。

I 中世前期・東フランク＝ドイツ王国における王権、 「宮廷アーカイヴ」

カロリング朝期のフランク王国において、王権がその発給した文書を保管・
管理すべきとした「場」として、「宮廷アーカイヴ」の存在が知られる。し
かし津田拓郎氏の研究によるならば、カール大帝期（768-814年）・ルー
ドヴィヒ敬虔帝期（814-840年）において「宮廷アーカイヴ」archivum palatii、な
いしこれに類する文言が史料に登場する事例は実のところ10に満たず²⁾、そ
の内実についてもこれが文書の体系的な保管・管理の機能をはたしていたと
はいい難い。「宮廷アーカイヴ」に関して確実にいいうことは、アーヘン、
あるいはまたフランクフルトの王宮に、王権側の文書の保管・管理のために
何がしかの役割を与えられた「宮廷アーカイヴ」が存在したらしいというこ
と、のみである³⁾。

しかしてカロリング朝末期からオットー朝期（919-1024年）、ザーリア朝
期（1024-1125年）の東フランク＝ドイツに至っては、「宮廷アーカイヴ」の
存在自体が疑問符を付せられる事態になる。H.ブレスラウの言葉を借りれば、
当該時期、「王国アーカイヴReichsarchiv（＝宮廷アーカイヴ——引用者）の
いかなる痕跡も消失する」のである⁴⁾。その主たる原因は、「巡行王権」
Reisekönigtumという当時の統治形態にあった⁵⁾。

1 旅する王——「巡行王権」

ドイツ王権に限らずおしなべて中世前期の王権は、国王が「首都」に座し
て、そこから全国を統治するという形態をとることは困難であった。何より
も、そのような統治形態を維持するのに必要な、確立された官僚制を欠いて

いたからである。

カロリング朝期以降、中世前期の時代においては、近年の諸研究が明らかにしているように一定の商品流通・貨幣流通を不可欠の構成要素とする社会構造・経済構造は存在していた。とはいえ、しかしながら、中世前期は現物経済が優越する時代であった。富の尺度は何よりも土地（所領）であり、国王をはじめとする貴族・領主層は自ら所領を経営し、そこからの収益で「自活」した。仮に官僚制を敷いたとしても、国王・貴族ら支配者層のすべてが所領経営による「家計で自活」する時代、官僚への「給与」もまた主として「家計で自活」するための手段、即ち土地（所領）であった。土地（所領）で支払われる「給与」はしかし、貨幣経済が大勢を規定している状況下であれば可能であった貨幣による定期俸給とは、およそ性格・機能を異にする。期間を区切って定期的に俸給を支払われる俸給官僚であれば、その俸給を定期的に、つまりは次の期間にも得るために、常に自己の任命者に忠実であろうとならざるをえない。俸給の支払い停止は直ちに生活手段の枯渇を意味するからである。任命者の側からするなら、貨幣による定期俸給は、支払い停止が容易であり、また他の者への支払いに振替えることも容易であり、官僚の更迭、配置転換を妨げない。要するに定期俸給は、官僚に対しては官僚として働く動機づけをし、任命者の側には官僚をチェックし、さらにはその任命権を活かす機能を有した。

対するに、土地（所領）で支払われる「給与」は「自活」できる必要量が最初から与えられる。自然・四季を相手とする所領経営のための土地（所領）であるなら、期間を区切って小出しに与えるわけにはいかないからである。逆にいうと支払いは、極端に言えば一度限りですむ。もとより必要量を定期的に与えるということも理論的にはありえようが、敢えてそのようなことをする者はいまい。与えられる側は、「給与」を土地（所領）という形で最初に一括して得てしまったならば、誰であれ次第に、その給与授与者への忠誠心を希薄にしていく。官僚であれば支配者の代理として行使してきた権

限を我が物としていくであろう。そのような段階で支配者が、自分が与えた土地（所領）を現にその土地に根づいている者から取り上げることは容易ではない。他の者への支払いに振替えることもまた容易でない。まして遠方の任地となると、なおのことである。土地（所領）で支払われる「給与」はチェック機能をもたず、任命権をむしろ形骸化させる。官僚であれば、次第に在地化して地域の権力者と化していき、支配者が彼らを当初の官僚のままに掌握するのは困難となる。

貨幣経済よりも現物経済が優越していた中世前期においては、官僚を育成し、これを根幹とした支配・統治体制を維持することは容易でなかったのである。むしろ実態からいうならば、王権側は、カロリング朝末期以降、事実上、官僚制に基づく国家統治体制の構築を断念する。これに代わって、浸透著しい「封建制」——元来は2人の独立人格間の私的な主従関係——という一種の信頼関係に依拠する国家体制を選択する。官僚をとおしての王権による全土の直接的支配に代わり、地域権力者との封主－封臣（主君－臣下）関係という繋がりによる秩序維持が選択されたのだ。地域はその権力者の支配（知行）にまかされる。仮に国王－官僚という関係があったとしても、それはやがて封主－封臣の関係に置き替わろう。そこでは、土地（所領）や権利、はては一定地域における支配権（知行権）が封として授受され、「給与」の出番はない。「官職」もまた封の対象になりえ、そうなるともはや任命権の範疇で捉えることは困難である。なぜなら封の剥奪は、封主（主君）が意のままに行いうるものではなく、理論的には封建関係のルールに従ってしか行われえないからである。封建制への依存を強めていった——そうせざるをえなくなった——結果、国家の構造は、封主－封臣関係の膨大な集積である「封建国家」へと傾斜する。

言うに足る官僚制を有さず、「首都」にあって全国を統治する体制を維持し難い中世前期の王権——、国王は一所に定住せず（したがって「首都」はない！）、王国各地に散在する王宮や国王ホーフ（王領地）等を巡行していた。

巡行先において国王は、王国会議や教会会議を召集し、国王裁判集会を開き、そうした場で様々な個別案件を処理してそれに関わる国王文書を作成・発給し、また王国の平和や王家一族の救済等を祈願する祝祭を開催するなど、統治行為全般を遂行した⁶⁾。

その意味するところ、意図するところ——。まず施策形成の観点で見てもよう。カロリング朝期に盛んになされた勅令（カピトゥラリア）による立法活動は9世紀末以降行われなくなり、オットー朝・ザーリア朝期においては王国全体に一般的に妥当する法や施策を定めることは、勅令によってであれ、その他の方法であれ、行われることはなかった。国王が行っていた行為はこれとは一見、かけ離れたものとなっている。即ち、巡行の先々で、様々な個別案件を処理して、それに関わる特権状を作成・発給するのである。しかしながらこの結果、個別・具体的な措置が積み重ねられ、各種案件に関わる類似の特権状が数多く発給されることになる。ここで意図されたのは、王国全体に一律に当てはまる法や施策を定め、それを国王役人をとおして王国各地に伝え、執行・実行しようという、官僚制に基づく統治体制で見られる一般的な方法をとるのではなく——というより、この方法がとれないので——、国王自らが王国全土を巡り、その先々で個別に類似する措置をとり、同時に当然関係者にそれが知られ、その積み重ねにより、王国全体に一律に当てはまる法や施策が形成される、という構図であった⁷⁾。巡行は、立法－公知のシステムを欠く状況にあって、王国全体に妥当する一般的な施策を形成するための、そしてその公知のための統治実践であった。

かような統治実践のありようは、国王支配のありように関わる。例えば、封主たる国王と封臣との間の権利・義務関係について、オットー朝・ザーリア朝期においては、ある程度の共通理解が存在していたとはいえ、現実の場では、個々の場合についてその都度交渉によってその具体的な内容が決められねばならなかった⁸⁾。しかして一般的傾向として、封主の方からたえず働きかけを行わないならば、封主－封臣間の現実の支配－被支配関係は弛緩し形骸化しよう。封建関係が結ばれているからといって、封主たる国王の現実

の支配が約束されていたわけではない。国王は、封臣に対し給付・奉仕の具体的な内容・様態をめぐってその都度交渉するとともに、そもそも常に相手に双方が封主－封臣関係にあることを、支配－被支配関係にあることを、想起させておく必要があった。こうした支配実践のためには、国王が封臣に対し自らその姿を見せつけ、必要時にはその関係の具体的ありようについて交渉するというのが、おそらく最も有効な方法であり、かつこれしかなかったであろう。

ところでオットー朝・ザーリア朝期の王権は、国家構造自体は封建制への依拠を強めていたとはいえ、国王支配を封建関係のみに依拠していたわけではない。近年G.アルトホフが明らかにしてきたように、中世の貴族社会には、様々な集団内外の関係を律する不文の行動規範があり、それに基づく親族関係や、友好関係amicitiaなど、法や制度に規定されない多様な人的関係が取り結ばれていた。この人的関係は、封主－封臣間の主従関係のようなヘルシヤフト的な関係（支配－被支配関係）というより、親族・友人・共同体仲間といった基本的には同格者間のゲノッセンシヤフト的な関係(同輩者的関係)であり、国王はそうした親族・友人たちの支援を得て、そしてそのためには彼らとの協議・合意のもとで、紛争を解決したり、政治的意思を形成したりしていった。合意された政治的意思は、通例、公の場でのコミュニケーション行為——言葉と振る舞いを結合させた儀礼的・象徴的な行為——によって具現化され、表現され、また公知された⁹⁾。

合意形成、政治的意思形成を示すコミュニケーション行為は、宮廷会議、宗教会議などの公の場で、したがって国王巡行の先々で行われた。もとよりそうした行為が巡行を必要とするというわけでない。しかし儀礼的・象徴的な行為は、それ自体、人々の眼前でなされて初めて意味をもとう。例えば国王が巡行の途上の祝祭日に繰り返し挙行した所謂「祝祭日戴冠」は、これを眼前にする巡行先の王国民一般に対し、王国民に対する直接的支配権が、原理的にはなお、神の代理としての国王のもとにあることを象徴的に顕示する最も有効な方法であった¹⁰⁾。こうした現地での様々な実際的なコミュニケー

ション行為を行うべく、換言すれば、支配実践をするべく、国王自身が各地域に現出することは、有効な方法として認識されていたことであろう。それは自ずと巡行を要請しよう¹¹⁾。

オットー朝・ザーリア朝期の王権は様々な統治実践を巡行途上において遂行したが、それは、国王支配のための制度的な方法が著しく欠如した状況にあって、支配実践をより有効に作用させるべく採られた方途であった。封臣に対してであれ、様々な人的関係下にある者に対してであれ、あるいは王国国民一般に対してであれ、たえず相手に自己の権威・権力を、簡単にいえば自己の存在を（身近に）示し、自他の立場を認識させる——、そのためには国王の顕現・遍在、即ち国王がその姿を常にそしていたるところで見せつけることが求められた。かくして巡行王権という統治形態が要請されることとなる¹²⁾。

2 巡行王権下の「宮廷アーカイヴ」

巡行においては国王は、家族・一族・側近・従者等の多くの随員を率いて、多くの家財・財貨を携えて旅した。„Annalista Saxo“として知られる12世紀半ばの逸名の年代記作家は、968年末におけるドイツ王・皇帝オットー1世(936-973年)の一行の一日の食糧消費量について、「1000頭の豚と羊、10フーデルのワイン、10フーデルのビール、1000マルテルの穀物、8頭の牛、さらにニワトリ、子豚、魚、卵、野菜、その他多くのもの」を挙げている¹³⁾。もとよりこの記述にどれほど信用がおけるか、問題ではあるが、いかに多くの人と物が国王の巡行に加わっていたことか、ここから読み取ることは許されよう。通常イメージされる国王の日常——、「首都」の王宮にいて、その私的な部分では家族とともに居し、その公的な部分で統治行為・国事行為を行う、等々。それが旅先で、となると、王宮にいるべき、そして「首都」にいるべき、多くの人員・財貨がそのまま国王と行動を共にし、いわば宮廷全体が旅したのである。

随員たる側近・聖職者たちは、通例、数か月先までの旅の計画を策定し、旅の先々では国王が開催する会議や裁判に参加し、助言するなど、施策の全般に与った¹⁴⁾。なかでも国王に仕える聖職者たちは、王家－宮廷の祭祀をつかさどる宮廷教会（宮廷礼拝堂）Hofkapelleに属するとともに、幾人かは同時に宮廷書記局Kanzleiにおいて書記として活動した¹⁵⁾。ラテン語で書かれ読まれたこの時代、読み書きは学習により習得されねばならず、それは識字階層を著しく狭めていた。しかも武芸を尊び、学芸を軽んじた中世の貴族戦士社会においては、読み書きできない貴族はめずらしくなかった。王侯ですら読み書きできない、——オットー朝期、ザーリア朝初期はそのような時代であった¹⁶⁾。いきおい、識字能力は職務上ラテン語の習得に励む聖職者階層に限られてくる。国王の文書行政を支える書記局が宮廷の聖職者たちによって担われたのは、したがって当然のことであった。

巡行の先々で作成・発給される国王文書——、それを実際に作成し、浄書し、また管理していたのは宮廷書記局であり、その成員である書記たち、宮廷聖職者たちであった。「宮廷アーカイヴ」は、この時期、特定の王宮に設けられてはおらず——ブレスラウが「王国アーカイヴ」はないとする所以である——、文書類は国王と同行した宮廷書記・聖職者たちが管理し携行した財貨の一つであった。宮廷書記・聖職者たちは木箱などに管理・保管する文書を収め、国王とともに旅した。宮廷の「アーカイヴ」archivumはどこにあるか。それはいわば彼らとともに旅する「木箱」arcaの中に存在した。

「宮廷アーカイヴ」が国王とともに旅していたことを象徴的に示す事態が、中世盛期および中世後期のことではあるが、フランスにおいてもドイツにおいても生じている。フランスでは1194年、国王フィリップ2世・オーギュスト（1180-1223年）がフレトヴァルにおけるイングランド王との戦いに破れ敗走し、一部の財貨とともに文書の大多数を失ってしまった。「宮廷アーカイヴ」が国王とともに旅していたからに他ならなかった。とまれ、フランスではこの事件をきっかけにパリの王宮内に、文書を保管するアーカイヴ、所謂「文書の宝物庫」が設けられ、そこで文書を整理・保管する努力がなされ

中世前期・東フランク＝ドイツ王国における「宮廷アーカイヴ」
るようになる¹⁷⁾。一方1313年、ドイツ王・皇帝ハインリヒ7世（1308-1313年）
はナポリ遠征の途上、シエナ近傍、トスカナの小都市ブオンコンヴェントに
おいて急病死した。王位が諸家に転々とした跳躍選挙時代のことであり、
国王の従者たちはすぐにちりぢりになり、彼らが携行した文書の大半は現地
に残された。それらは今日、ピサの国立公文書館に所蔵されているという¹⁸⁾。

もとより、フィリップ2世やハインリヒ7世の例を挙げたのは、あくまでも
「宮廷アーカイヴ」と呼ぶべきものがあるとすれば、国王とともに旅をして
いたことを示すためであり、中世前期、とりわけカロリング朝末期からオッ
ト朝期において書記たちが実際どれほどの文書類を携行したのか、またど
のような文書を携行したのかは、定かではない。そもそもこのカロリング朝
末期からオット朝の時期、「宮廷書記局」自体が文書作成・発給を行うた
めの完備された組織体として存在していたわけではない¹⁹⁾。多くの場合、上
に少しくふれたように、宮廷教会の聖職者たちの幾人かが書記cancellariusと
して文書作成・発給にたずさわっていたにすぎない。確かに、後で改めて取
り上げる国王文書の文書認証欄における「(私)書記某が宮廷書記局長
archicancellarius某に代わって認証し、下署した」といわれる文言——そもそ
も書記の存在・名はここから知られる（逆にいうと、ほとんどここからしか
知られない）——から、書記＝書記局を統括していると思しき宮廷書記局長
職が浮かび上がる。しかしこの職は通例、大司教クラスの高位聖職者が兼ね
る多分に名目的・名誉職的な存在であって、彼が自ら文書作成・発給にたず
さわること、また文書作成・発給の場に立ち会うことも、ほとんどなかつ
たというのが実状である²⁰⁾。

名目的な宮廷書記局長「に代わって」実務を担ったのは「書記」であつ
た。国王文書の文書認証欄では「書記」職は„cancellarius“ (Kanzler)、もし
しくは „notarius“ (Notar) の語で登場する。原理的にはおそらくは前者が職階
の上で後者の上位に位置づけられるが、同一人物が時に„cancellarius“と称さ
れ、別の時には„notarius“と称されることもあり、また両職それぞれが必ず

担われていたというわけでもなく、両職の職階・職掌などはある意味相対的なところがあった。彼らのもとにはさらに、文書作成の実務にあたった「書記」たちがいた。書き手、文書の浄書者であることが多いので、以下、便宜上、「書記」(Schreiber)と記す。この「書記」(Schreiber)の名が文書の中で挙げられることはないが、その存在は、筆跡、選択する用語、書式、文体その他の比較考量から浮かび上がる。ことに複数の文書に関与している場合は、研究者の間では、文書認証欄で名を挙げられる「書記」(Kanzler)や「書記」(Notar)の名をかりて、例えば「書記」(Kanzler) Ernestusの名をかりて、„Ernust A“、„Ernust B“などと呼ばれる。もとより、文書作成に関わる「書記」(Schreiber)が必ずしもすべてアイデンティファイされうるわけではなく、「宮廷書記局」の「書記」(Schreiber)か、とその存在を推測されるにとどまる場合もある。——以上を簡単にまとめるならば、「書記」には、文書認証欄でその名を挙げられる「書記」(Kanzler)もしくは「書記」(Notar)がおり、多くの場合彼らのもとでさらに文書作成の実務にあたった「書記」(Schreiber)がいた。

「書記」の文書作成の実務について、煩雑になるが、もう少し話を進めよう。文書作成のさい、文面の作成と浄書とは必ずしも一人の人物が担ったわけではなかった。即ち、文面作成者(Diktator, Verfasser)と浄書者(Mundator, Schreiber)とが異なることもあった。また、文書の終末定式であるエシャトコルEschatokoll——署名欄・認証欄・日付け欄(日付と発給地の記載)、および祈禱文言——は概ね決まった書式で書かれ、浄書者がここだけ文面作成を任されるということもあった。したがって、文面作成と浄書とを一人の人物が行う場合も、別々の人物が分担する場合もあり、エシャトコルだけは浄書者が文面をも作成しているといった場合もある。面倒な話ではあるが、文面作成と浄書とを一人の人物が行う場合、それが「書記」(Kanzler)もしくは「書記」(Notar)である場合も、あるいは「書記」(Schreiber)である場合もあった。要するに「書記」たちの間には、おそらくは文書認証欄にその名前を挙げられる「書記」(Kanzler)が指導的な立場にあるものの、明確な職務分担はなく、その時々状況に応じて、文書作成の各実務に携わったも

中世前期・東フランク＝ドイツ王国における「宮廷アーカイヴ」
のと思われる。またまた面倒な話になるが、実は国王文書は「宮廷書記局」
の「書記」のみが作成するとは限らず、文書を受領する側が用意する所謂・
受領者側作成文書もあった。しかしその場合でも文書認証欄は通例「宮廷書
記局」の「書記」(Kanzler)もしくは「書記」(Notar)の名で書かれる。た
だし受領者側作成とはいえ、受領者側が文書全体を作成している場合もあれ
ば、例えばエシャトコルだけは「宮廷書記局」の「書記」に任せている、と
いった場合もあり、ここでも明確な分担基準といったものはない。

さて、国王文書作成の実務にあたった「宮廷書記局」の「書記」たちが、
国王とともに旅をし、彼らが文書類を携行したわけであるが、先にも述べた
ように、その携行された文書類がどれほどのもので、またどのような内容の
ものであったのか、定かではない。ただ、国王文書の書式・用語などが「書
記」たちの間で順次、引き継がれていったことは確実であることから、また
そもそも文面の作成にあたって参照物＝マニュアルがまったくなかったとは
考えられないことから、「書記」たちがそれを携行したことは疑いない。それ
が、単に書式集にとどまっていたのか、あるいは実際の文書の控え＝副本
も含まれていたのか、副本も含まれる場合どこまでそれが揃えられていたの
か、——。何故このようなことを問題にするのか、その意図するところを明
らかにするために、少し長くなるが「宮廷書記局」に関する西川洋一氏の簡
にして要を得た説明を引用したい²¹⁾。

「安定したバルバロッサ（ドイツ王・皇帝フリードリヒ1世[1152-1190年]—
引用者）の時期にあっても、一定の期間に、証書（国王文書——引用者）の
文面作成・浄書のいずれについても、これに従事している者の数はごくわず
か（ときには一人）で、しかも恒常性を有していない。更に、各々の書記は、
証書作成にあたって決して厳格な規則に拘束されたり、一定の書式の墨守を
要求されたりしたわけではない。それゆえ、用語・書式にかなりの個人差の
入る余地があった（個々の証書の文面作成者・浄書者がアイデンティファイ

できる所以である)。……他方で、以上述べた非制度的性格・各書記の間の個人差にもかかわらず、中世のカンツライ（書記局——引用者）及び国王証書は根強い伝統主義によって特徴づけられている。中世において、権利の存在と変動の唯一の物的証明手段である証書が、その真偽の判定を可能にするために旧来の内的・外的形式を忠実に維持するのは当然のことであり、それは国王カンツライにおいては、前任メンバーが後任の者に書式を順々に伝承していくことによって行われる。その結果、国王証書の基本的枠組は、フランク時代、更に遡って、フランク国王証書の基礎を提供した帝政末期のローマ皇帝証書・官僚証書以来、ほとんど不変である。また古い証書が確認される場合はもとより、ある古い証書を下敷き（Vorurkunde）にして新証書が作成される場合も、もとの証書の書式・文言・概念がそのまま引き移される結果となる。以上の諸事情により、ある観念や概念の変化が短期間に一般化するなどということは考えられず、常にそれまでの様々な時代に属する諸観念・諸概念が——ときには一つの証書中にも——混在することになる。」

「[宮廷書記局]の「書記」たちが、古代末期以来の皇帝証書・官僚証書の伝統、基本的枠組を、フランク時代をへて中世前期のオットー朝・ザーリア朝から、中世中期のシュタウファー朝（1138-1254年）へと、そしてさらに中世後期へと、連綿と受け継いでいき、彼らが受け継いでいった国王文書には様々な時代に属する諸観念・諸概念が織り込まれることになる。「書記」たちの活動のもつこうした意味合い、意義に照らすとき、彼らの携行した文書類を問うことは、「宮廷アーカイヴ」が彼らの携行した「木箱」の中にしか存在しなかったのなら、その中身について問うことは、必ずしも些末なことではあるまい。そして「書記」は時に一人でしかことに従事していなかったとするなら²⁷⁾、さらに恒常的な存在ではなかったとするなら、古代末期以来の「伝統」はどうして中世を通じて安定的に受け継がれたのであろうか。安定的に受け継がれることを可能にしたものは何だったのであろうか。

以下では章を改めて、カロリング朝末期、東フランク王ルードヴィヒ4世・

幼童王の宮廷書記局－書記の活動を例として取り上げて、この問題に接近したい。

II 東フランク王ルードヴィヒ4世・幼童王の「宮廷書記局」

本章では先に述べた関心にそって、例として東フランク・カロリング朝最後の国王ルードヴィヒ4世・幼童王（900-911年）の宮廷書記局－書記の活動を取り上げる。これを例として取り上げるのは、筆者が以前これに少しく携わったことがあるからであり、他意はない。ただ、MGH（モヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカ）におけるカロリング朝東フランク諸王～オットー朝前期の国王文書の編纂状況にふれると、P.ケールによるルードヴィヒ・ドイツ人王（843-876年）・カールマン（876-879年）・ルードヴィヒ3世（876-882年）の国王文書編纂が1932-1934年²³⁾、P.ケールによるカール3世（876-887年）国王文書編纂が1937年²⁴⁾、同じくP.ケールによるアルヌルフ（887-899年）の国王文書編纂が1940年²⁵⁾、Th.ジッケルによるコンラート1世（911-918年）・ハインリヒ1世（919-936年）・オットー1世（936-973年）の国王文書編纂にいたっては1879-1884年²⁶⁾といずれも古く、それらにおいて文書学的に見直されるべき個所が、1960年にツヴェンティボルト（895-900年）・ルードヴィヒ幼童王（900-911年）の国王文書を編纂したTh.シーファー²⁷⁾の解説においていくつも指摘されている。この最後のツヴェンティボルト・ルードヴィヒ幼童王の国王文書が、さしあたり、相対的なことではあるが、対象とする時期において最も信頼に足ると思われることも、選択の背景である。

1 ルードヴィヒ幼童王の「宮廷書記局」

ルードヴィヒ幼童王は父王アルヌルフ（887-899年）の死後、900年2月、6歳ないし7歳で東フランク王に選挙される。後見したのは幼童王の洗礼親であるマインツ大司教ハットーで、彼はアルヌルフ政権の末期から宮廷教会＝

宮廷書記局を指揮し、特にフランケン地方を中心とする東フランク枢要部においてアルヌルフ政権を支えていた。ハットーはアルヌルフの死後ルーヴィヒの国王選挙を主導するとともに、直ちにルードヴィヒの異母兄ツヴェンティボルトのロートリンゲン下王国（分国）に進攻する。ツヴェンティボルトはアルヌルフの庶出子であり、895年に彼のために創出されたロートリンゲン分国の王に推戴されていた。900年8月、ツヴェンティボルトが戦死し、ルードヴィヒのもと、東フランク統一政権が成立する。ハットーはルードヴィヒ幼童王の後見人として宮廷を実質的に掌握し、僚友であるコンスタンツ司教ザロモ3世とともに、またフランケンの最有力貴族家門であるコンラーディーナー家との良好な関係を保ちつつ、幼童王の全治世の間、東フランク政権を主導した。ただし、王権が東フランク全域を支配する時代状況ではなく、北部のザクセン、東南部のバイエルンはそれぞれ有力貴族家門の勢力圏となりつつあった。後述するルードヴィヒ幼童王の巡行路の変化もこうした状況に対応している。

さて、ルードヴィヒ幼童王の「宮廷書記局」は父王アルヌルフの東フランク書記局と、異母兄ツヴェンティボルトのロートリンゲン書記局とを受け継いだものであった。前者、アルヌルフの東フランク書記局は、名目上のトップに「宮廷司祭長」職を有するザルツブルク大司教テオトマルをいただき²⁸⁾、4人の「書記」（Kanzler / Notar）エルヌストゥス（活動期間887-899年）、エンギルペロー（同887-899年）、アスペルトゥス（同889?-892年）、ヴィヒングス（同893-898年）が文書作成の実務にあたっていた。テオトマルはルードヴィヒ幼童王下でも宮廷司祭長職をそのまま保持し、「書記」（Kanzler / Notar）たちのうちエルヌストゥスとエンギルペローが引き続きルードヴィヒ幼童王の宮廷書記局で活動している。後者、ツヴェンティボルトのロートリンゲン書記局は、そのトップにトリニア大司教ラトボートを「宮廷書記局長」としていただき、そのトリニア大司教座教会の聖職者＝書記たちが実務を担っていた。ルードヴィヒ幼童王下ではこのロートリンゲン書記局がその

まま受け継がれた。即ちロートリンゲン書記局は、東フランク王国にあって独自の書記局を構成し、主にロートリンゲン地域に関する文書行政を所管した。

念のためいうなら、ルードヴィヒ幼童王の東フランク王国全体に関して、宮廷教会の長たる宮廷司祭長職をザルツブルク大司教（907年のテオトマルの死後はその後任ピルグリム）が、宮廷書記局の長たる宮廷書記局長職をトリーア大司教が担うという、宮廷最高職のいわば棲み分けがなされているのである。しかし両最高職はいずれも名目的性格が強いうえ、两大司教とも国王宮廷に近侍してはおらず、実際にルードヴィヒ幼童王の宮廷を統括したのは、既述のように、幼童王にほとんど常時近侍したといわれるマインツ大司教ハットーであり、909年以降はその僚友であるコンスタンツ司教兼ザンクト・ガレン修道院長ザロモ3世が、後述のように、事実上の「宮廷書記局長」として宮廷教会＝宮廷書記局を指揮していた²⁹⁾。

2 国王文書の構成

ここで、以下での行論の理解を助けるため、国王文書の構成諸要素について、煩雑にならない程度に紹介しておきたい³⁰⁾。

国王文書のテキストは、西川洋一氏が述べられているように、定式性が高い。大きく見て、冒頭定式プロトコルProtokoll、本文（主部）Context、終末定式エシャトコルEschatokollの3部分に分けられる。以下、各部の構成と簡単な説明をする。定訳がないものはそのままカタカナ表記する。

1 冒頭定式 プロトコルProtokoll

- 1 インヴォカティオInvocatio 神の名による呼びかけ
- 2 インティトゥラティオIntitulatio 発給者の自称
- 3 インスクリプティオInscriptio 受領者の名宛て

2 本文（主部）Context

- 1 アレンガArenga 行為の主旨
- 2 プロムルガティオPromulgatio 受領者への意志表明

- 3 ナラティオNarratio 行為に至るまでの事情説明
- 4 ディスポジティオ（措置部）Dispositio 行為決定に関する意思表示、および行為内容
- 5 サンクティオSanctio 確約した行為に違反しない旨の誓約
- 6 コロボラティオCorroboratio 文書全体の効力を裏付ける手段の表明
- 3 終末定式 エシャトコルEschatokoll
 - 1 スブスクリプティオSubscriptio
 - a 署名欄——モノグラム（花押）Monogramm 発給者による署名（署判）
 - b 認証欄——認証記号（Signum recognitionis）・印章（Sigillum impressum / bulla）
 宮廷書記局長（宮廷司祭長）による確認
 - 2 日付け欄 actum datum 日付け、および発給地の記載
 - 3 アプレカティオApprecatio 祈禱文言

実際にどのように書かれているのかを、実例で示そう。図1に提示したのは910年2月10日にフランクフルトで発給されたルードヴィヒ幼童王文書・第72番（以下、D72のように記す）の写真である³¹⁾。文面の作成、および浄書は、「書記」（Kanzler / Notar）エルヌストゥスのもとで（本文書の時点ではザロモのもとで）活動した„Ernst B“である。

文書の左上、文字列の欄外に縦長に記されたものはクリスモンChrismonと呼ばれ、元来は「キリスト」Christusの組合せ文字であるが、ほとんど装飾様になってしまっている。逆にそれ故に、浄書者の個性が表れることになり、オリジナルで伝わる文書であれば浄書者の特定の手掛かりになる。文書の冒頭行は、縦に引き伸ばされた書体（エロンガータ体scr. elongata）で書かれる。2行目からは、カロリング小文字体をベースとして、文字の垂直部分を上または下に長くし、時にその先っぽをループ状に書いた書体（証書小文字体scr. minuscula diplomatica）で、本文Contextの最後まで書かれる。

終末定式エシャトコルEschatokollの署名欄と認証欄は再度、エロンガータ

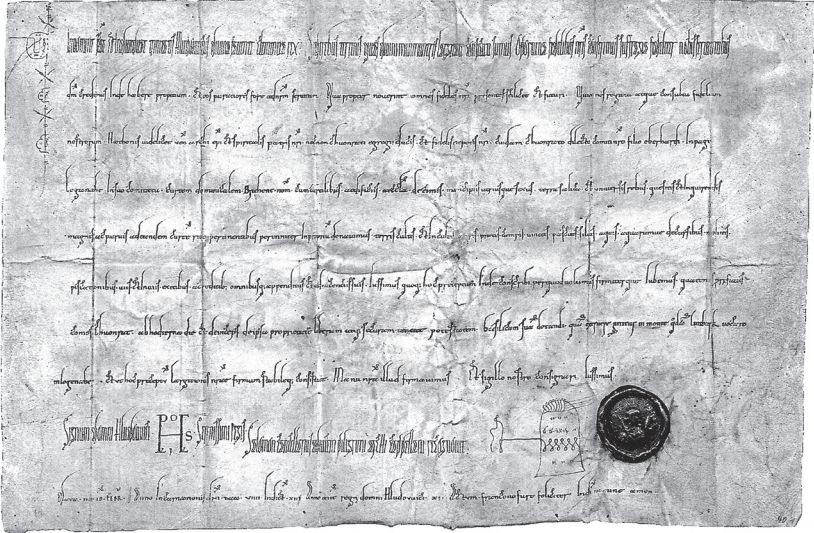


図1 ルードヴィヒ幼童王文書・第72番

体で書かれる。例で見てみよう。署名欄では, „Sigmundus domini Hludouici serenissimi regis“ (いと晴朗なる国王ルードヴィヒ陛下の署判) と書かれているが、通例の書式どおり、国王の名前の後に名前の文字を組合せたモノグラム Monogramm が記されている (本事例の場合は Hlvdovicvs の各文字が、最初の文字 H を中心にして、配されている)。モノグラムは国王自身が文書の法的効力を保証するため署名として書くもの (署判というべきか) であり——ということで日本の「花押」を訳にあてることがある——、コロラテイオで表明した文書の効力を裏付ける手段の一つである。ルードヴィヒ幼童王の場合も自身が書いたのではないか (最後のひと筆を入れたというべきか) と思われる³²⁾。

署名欄の後に、少し行を下げた認証欄がつづく。 „Salomon cancellarius advicem Piligrimi archicappellani recognovit“ (書記ザロモが宮廷司祭長ピルグリムに代わって認証した) と書かれたのち、 „et subscript“ (そして下署した)

と書かれるべきところを、„et“（=[英]and）が装飾様に書かれ、さらに„subscript“が釣鐘様に図案化されて示されている（認証記号SR）³³⁾。これも浄書者の個性が表れるところであり、浄書者の特定の手掛かりになる。

認証記号の右は印章（Sigillum）である。印章もまた、コロボラテリオで表明した、文書の法的効力を保証する手段の一つである。印章の形体には2種類あり、1つは蠟塊を文書の紙面に付着させて（紙面に十字または星形の切り込みを入れ、それを通して蠟を紙の表面から裏面に滲み出させて、両面から圧着させる）、その上に刻印を押したもの（押印Sigillum impressum）、もう1つは金属製のメダル（鉛の台に金の薄板を張るなどしたもの）に刻印して、それを紐につるして文書紙面にぶら下げるもの（垂印bullae）で、ルードヴィヒ幼童王の場合は、すべて蠟の押印である。後述のように、ルードヴィヒ幼童王の印章は3種類あり、図1に見られるものは3番目に登場するもの（SI.3）である。

署名欄・認証欄の下、最後の行に日付け欄とアプレカティオApprecatioが、再度、証書小文字体で書かれている。日付けdatumは日・月（2月10日）、キリスト降誕年代（西暦）（910年）、インディクティオ（15年周期のローマ更税期年代）、国王統治年代の順に記され、発給地（行為actumの地）フランクフルトの記載がこれにつづく。そして最後に、„feliciter in dei nomine amen“（神の御名において幸運に、アーメン）と祈禱文言で締め括られている。

原本、オリジナルで伝えられる文書は、筆跡以外にも様々な情報を与えてくれる。上に述べた装飾様のクリスモンや認証記号の他、文字の大小、インクの濃淡、使用するペンの太さ・細さ、行の間隔、修正個所の有無、等々から実際に書かれた状況が一部、垣間見られるのである。ルードヴィヒ幼童王文書の編纂者Th.シーファーによるならば、本文書は、Ernust Bの文面作成・浄書であることが分かることに加え、使用されているペン・インクの違いなどから、Ernust Bがクリスモン、冒頭行、およびエシャトコルを先に浄書し、そのあとで2行目以降、本文Contextの終わりまでの7行を浄書していると判断される。つまりErnust Bは文書の枠となる、また形式的な文面が多くを占

める、上部と下部を先に書き、そのあとで本題ともいえる内容を、行間隔を考えながら書いていった、と思われるのである。しかし本文書には削った上で修正された箇所が少なくなく、また書式上置かれる位置が違ったままの文言部分もあり、シーファーはErnust Bが、草稿・構想を練り上げた上で本文書を作成・浄書したのではないであろう、と判断する。

写本の場合、原本にどれほど忠実かにより、書かれた状況に関する情報は著しく左右される。一般的には既述のように、選択する用語、書式、文体などの比較考量から総合的に判断することになる。

3 「書記」 (Kanzler / Notar / Schreiber)

さて、表1としてルードヴィヒ幼童王の国王文書に関する要領を一覧にした。まず、文書の作成の実務にあたった書記たちを見ていこう³⁴⁾。

認証者として登場する東フランク書記局の「書記」(Kanzler / Notar)は、登場順に、エンギルペロー Engilpero (活動期間900-906年)、エルヌストゥス Ernstus (同900-908年)、オダルフリドゥス Odalfridus (同908-910年)、ザロモ Salomo(n) (同909-911年)の4名である³⁵⁾。このうちエンギルペローとエルヌストゥスは、既述のように、前王アルヌルフの政権発足時から10年以上にわたって宮廷書記局で活動した人物であり³⁶⁾、彼らのもとにいる人員がそのままルードヴィヒ幼童王の宮廷書記局として受け継がれたわけである。3人目のオダルフリドゥスは、次代の国王コンラート1世のもとでも引き続き「書記」(Kanzler / Notar)として1年間活動した後、912年、アイヒシュテット司教職へ転出する。4人目ザロモは既出のコンスタンツ司教兼ザンクト・ガレン修道院長ザロモ3世であり、書記としての位置づけは他の3名とは少し異なる。エンギルペローとエルヌストゥスの両名は、そしておそらくオダルフリドゥスは、文書作成の実務のみを指導的な立場で担っていたと思われるが、909年に「書記」(Kanzler)としての登場が確認される彼ザロモは、おそらくは事実上の「宮廷書記局長」として宮廷教会＝宮廷書記局を指揮していた。

ルードヴィヒ幼童王文書・第74番 (D74) と第75番 (D75) の認証欄はい

ずれも「私、書記notariusオダルフリドゥスが書記cancellariusザロモに代わって認証し、下署した」と、通例では「宮廷司祭長ピルグリムに代わって」とあるべきところに「書記cancellariusザロモに代わって」が置かれるという、少々異例な形で述べられている。他方、書記としてのザロモはいずれの文書においても「書記」(Kanzler)として登場し、「書記」(Notar)としては登場していない。先に両職は、原理的には職階の上で前者が後者の上位に位置づけられるものの、その職階・職掌などには相対的なところがあるとしたが、上の2つの文書の表現は、ザロモが「書記」(Kanzler)として「書記」(Notar)オダルフリドゥスの上位職にあつて、書記(Notar / Schreiber)たちを指揮する「宮廷書記局長」的な地位にあつたことを窺わせる。この見方は、何よりもザロモの占めた政治的役割の大きさがこれを後押しする。彼は僚友マインツ大司教ハットーとともに国王アルヌルフの宮廷で政権を支え、ハットーがいわば中央にあつて王権の施策に中心的に与ったのに対し、ザロモは、ハットーを中央において補佐しつつ、ドイツ南西部のアレマニエン＝シュヴァーベンの地で王権代理的な地位・役割を担っていた。彼のこの政治的位置づけは、つづくルードヴィヒ幼童王政権、コンラート1世政権にあつても変わることはなかった³⁷⁾。ザロモの「宮廷書記局長」的な地位は、「書記」(Kanzler)職がこれを用意したというより、上記のような彼の政治的重みが彼の「書記」(Kanzler)職にこれを付与したのであろう³⁸⁾。それはハットーが「宮廷司祭長」でも「宮廷書記局長」でもないが、宮廷を事実上統括していたことに類似している。ヴェテランの書記エンギルペローとエルヌストゥスが相次いで書記局の活動から降りた後、ザロモが文書作成の実務をも指揮したと思われる。

つぎに「書記」(Schreiber)を見ていこう。エンギルペローのもとで文書作成の実務にあつた書き手＝「書記」(Schreiber)として、アルヌルフの宮廷書記局時代に1名がアイデンティファイされ、研究者の間でEngilpero Aと呼ばれたが、この人物はルードヴィヒ幼童王の宮廷書記局では確認されな

い。ルードヴィヒ幼童王の宮廷書記局でのエンギルペローのもとで存在を確認できる「書記」(Schreiber)は、4点のオリジナル文書D28(903年)、D29(904年)、D30(904年)、D39(905年)、D40(905年)の浄書者、かつ文面作成者と見られるEngilpero Bである。その文面から、写本で伝わるD41(905年)もEngilpero Bによるものか、とされるが、確実ではない。彼は、P.ケール、およびTh.シーファーによるならば、後年、コンラート1世がレーゲンスブルクで発給した、書記(Kanzler)ザロモが認証する国王文書・第29番(DKI29[916.7.29])の本文Contexと認証記号を浄書しており、それ故にレーゲンスブルクの人であったと推測されている³⁹⁾。Engilpero B以外では、エンギルペローのもとでの「書記」(Schreiber)をアイデンティファイすることはできない。ただエンギルペローが認証する文書の多くは、各定式部に書式を共通するものが多く、文書編纂者シーファーはそれら文書群をエンギルペロー文書グループと呼び、あるいはエンギルペロー自身が文面作成者かもしれないとする(表1ではEngilpero文書群と記した)。

エルヌストゥスのもとでは2名の「書記」(Schreiber)が確認される。まず、オリジナルと写本の計12点の文書に登場するErnust A⁴⁰⁾。彼は、国王アルヌルフの宮廷書記局の書記(Kanzler / Notar)アスペルトゥスのもとで活動したAspert Dと同一人物である⁴¹⁾。Ernust Bと名づけられる今1人は、エルヌストゥスのもとで活動した後、書記(Kanzler / Notar)オダルフリドゥス、ザロモのもとでも引き続き活動する⁴²⁾。

エルヌストゥスが認証する文書間でも、書式を共通するものが多く、アイデンティファイできない「書記」(Schreiber)が幾人かいたと思われ、シーファーはこれをエルヌストゥス・シューレ(学校・学派)と呼ぶ。

書記(Kanzler / Notar)オダルフリドゥスのもとでは、上記のErnust B以外に「書記」(Schreiber)はアイデンティファイされない。

書記(Kanzler)ザロモのもとでも上記Ernust Bが活動をつづけているが、新たにSalomon Aと名づけられた「書記」(Schreiber)がD73(910年)に登場する。ルードヴィヒ幼童王の現存する最後の文書D77(911年)の文面作

成者も彼ではないかと考えられている。ザロモのもとでの2人以外の「書記」(Schreiber)をアイデンティファイすることはできない。

ザロモ、オダルフリドゥスの率いる宮廷書記局は次代の国王コンラート1世へ引き継がれ、両者のもと、Salomon Aも活動を継続する。彼はさらに、国王ハインリヒ1世治下で書記(Kanzler / Notar)として活動したジモンと同一人物とも見られている⁴³⁾。

以上に瞥見したところをもとに、若干、考察を加えよう。——エンギルペロー、エルヌストゥスが活動した時期に特徴的なことに、「書記」(Schreiber)は基本的には特定の「書記」(Kanzler / Notar)のもとで活動した。彼が「移籍」するのは「上司」たる「書記」(Kanzler / Notar)がその職を離れたときのみであった。このことはアルヌルフ期から指摘されうることである。各「書記」(Kanzler / Notar)のもとでは、とりわけエンギルペロー、エルヌストゥスのように10年以上にわたって活動してきた人物のもとでは、文書作成の過程で、選択する用語、書式、文体などに関して「個性」が積み上げられてこよう。先の西川洋一氏の指摘を組み替えるならば、「伝統」の中にあって「個性」を生じさせていたといえよう。ルードヴィヒ幼童王の宮廷書記局ではエンギルペロー、エルヌストゥスそれぞれが、文書編纂者シーファーがそれと見分けることができる特徴＝個性を示している。このことは逆にいえば、それぞれの率いる人員がシューレとはいわないまでも、互いに比較的自律的な集団＝チームとなって行動していたこと、言い換えれば、国王の巡行のさいにそれぞれ独自に「個性」を——Aspert Dの場合のように、時に新たなメンバーを迎えることで新たな「個性」を加えつつ——積み上げてきた「書式集」(とりあえずこう表現しておこう)を、否、今後も積み上げていくというべきそれを、携行していたこと、を教示していよう。

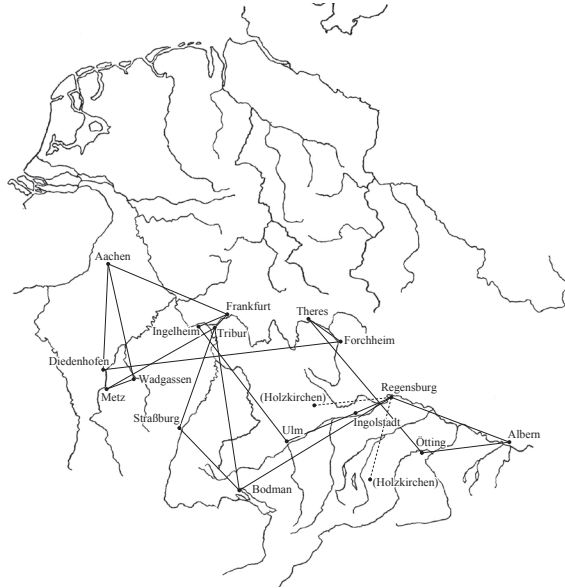
ザロモ、オダルフリドゥスが活動する時期になると、上に指摘した特徴が、一見、当てはまらなくなるように見える。Ernst Bがザロモ、オダルフリドゥス両名のもとで活動しており、またSalomon Aは例えばオダルフリドゥス

が認証するコンラート1世文書・第1番（DKI 1）（オリジナル）の文面作成・浄書者であり、Ernust B同様、ザロモ、オダルフリドゥス両名のもとで活動しているからである。しかしこれは上述した、ザロモが事実上の「宮廷書記局長」として、下僚の書記（Kanzler /Notar）オダルフリドゥス、さらにそのもとに置かれる「書記」（Schreiber）たちを指揮して文書作成の実務にあたったという、この時期の書記局のありようから理解されよう。ただしそれは、ザロモのもとで書記局が制度的に整備されたということではなく、先の表現を用いるなら、彼のもとで新たな「チーム」が再編されたにすぎなかったであろう。なぜならオダルフリドゥスがアイヒシュテット司教へ転出したのち、彼に代わる新たな書記（Kanzler /Notar）は登場せず⁴⁴⁾、「書記」（Schreiber）Salomon A～Dが文書の文面作成・浄書に従事している、という状況に変わりはないからである。これも先の表現を借りることになるが、文書認証欄にその名前を挙げられる「書記」（Kanzler）が指導的な立場にあるものの、書記（Notar / Schreiber）間に明確な職務分担はなく、彼らがその時々状況に応じて、文書作成の各実務に携わったものと思われる、という状況がザロモのもとでも当てはまっていたことであろう。

いずれにせよ、エンギルペロー、エルヌストゥスが活動した時期においては、書記局の統一的な書式集というものはおそらくなく、存在したのは個々の書記の携行したそれ、というよりは、おそらく各「チーム」ごとのそれ、であったであろう。さしあたりはこの点を指摘するにとどめ、つぎに、書記たちの行動範囲について注目してみよう。

4 ルードヴィヒ幼童王の巡行路と書記たちの随行地域

国王文書、その他の史料から知られるルードヴィヒ幼童王の巡行の経路＝巡行図Itinerarを、902年2月～906年5月と、906年5月～911年6月の2つの時期に分けて、地図1および地図2として示した⁴⁵⁾。2つの時期に分けて示すのは、906年4月／5月の以前と以後とで、巡行経路が大きく異なるからである。前半においては、当時の王宮地⁴⁶⁾のうちルードヴィヒ幼童王が最も頻繁に訪れ



地図1 ルードヴィヒ幼童王の巡行路 (900.2~906.5)



地図2 ルードヴィヒ幼童王の巡行路 (906.5~911.6)

ているレーゲンスブルクをいわば拠点として、そのレーゲンスブルクを代表とするドイツ東南部のバイエルン地方、ドイツ中部のフランケン地方、ドイツ南西部のシュヴァーベン地方、そして西部のロートリングンを巡っており、唯一ドイツ北部のザクセン地方のみが巡行路から外れていた。これに対し、後半の時期は、ザクセン地方とともにバイエルン地方も巡行路から外れ、レーゲンスブルクの滞在も906年4月8日を最後に行われなくなっており、巡行の中心はフランクフルト・トリプフル・インゲルハイム、そしてフォルヒハイムの所在するフランケン地方を拠点とするものへと変わった。

巡行路の変化の要因は――。バイエルンではアルヌルフ政権期、リウトポルディンガー家のマルクグラーフ（辺境伯）リウトポルトが対マジャール人戦などを通じて指導的地位に立ち、事態は所謂・太公権力の確立へと進んでいた。彼が907年マジャール人とのプレスブルクの戦いで戦死した後、後継者となった息子、「太公」アルヌルフは自立性を強め、もはや国王宮廷へ伺候することもなかった。ルードヴィヒ幼童王がバイエルンに足を踏み入れなくなった事態のいわば裏返しである。同様な状況はザクセンにも見られ、ここではリウドルフィンガー＝オットー家が指導権＝太公権を確立していた。

こうした事態に呼応して、ルードヴィヒ幼童王の巡行路はフランケン・シュヴァーベン、そしてロートリングンを中心としたものによって変わったのである。それでは国王とともに旅したであろう書記たちの様子はどうであろうか。

ロートリングン書記局がルードヴィヒ幼童王の東フランク王国において独自の書記局を構成したことは先にふれたが、この時期東フランク書記局にあっても担当分担があったようである。

地図3はエンギルペローが認証する文書の発給地を示したものである（地名に付される数字は文書番号）。彼は900年2月～4月のフォルヒハイム（1）、アーヘン（3）、フランクフルト（4）を除いては、レーゲンスブルク（9・12・28・29・30・38・39・40・42・43）、エティンゲ（10・24・25・26）、ア



地図3 書記エンギルペローの認証地



地図4 書記エルヌストゥスの認証地

ルベルン (27) と、もっぱらバイエルンでのみ、活動している。彼のフォルヒハイム・アーヘン・フランクフルト滞在は、ルードヴィヒ幼童王が900年2月に国王に選挙され、引き続き異母兄ツヴェンティポルトのロートリンゲン分国へ進攻し、一旦フランケン地方へ戻ってきた、その、いわば特殊な状況下で、国王に随行したときのものであり、この特殊な状況を別とするなら、彼エンギルペローは国王宮廷がバイエルンに滞在・巡行したときにのみ国王と行動を共にしていたといえる。

今一人の「書記」(Kanzler / Notar) エルヌストゥスの場合はどうか。地図4に彼が認証する文書の発給地を示した。彼の場合、フランケン⁴⁷⁾およびシュヴァーベン⁴⁸⁾が主たる活動の場で、バイエルン(インゴルシュタット)、ロートリンゲン(アーヘン)での活動はそれぞれ1回しか確認されない。そのバイエルン、インゴルシュタットでの彼の活動も、立ち入って見るなら、ルードヴィヒ幼童王が903年末～904年の春先3月5日までレーゲンスブルクに滞在し(D28~30)、同地を立ってシュヴァーベン(3月18日ウルム)、そしてフランケンに向かい、半年ほどフランケンを巡行した(6月インゲルハイム、8月フランクフルト、11月トリブール)後、再びシュヴァーベン(905年1月ポートマン)をへて、2月、レーゲンスブルクへ戻り(905年5月)、906年4月まで長期滞在する、という1サイクルの国内巡行の起点、904年3月10日に置かれるものである⁴⁹⁾。つまり、エルヌストゥスは、エンギルペローとは対照的に、国王がバイエルンを立って他の地域を巡行するさいに国王に随行して、文書作成の実務にあたっているのである。

「書記」(Kanzler / Notar) たちが文書作成の実務においてその役割をこのような形で分担することは、前国王アルヌルフのもとでは見られなかった。例えばエンギルペローは、国王アルヌルフ治下では、やはりレーゲンスブルクでの認証が最も多いとはいえ——もっともアルヌルフのレーゲンスブルク王宮滞在自体が他の王宮滞在よりも多い——、国王アルヌルフとともにロートリンゲン、フランケン、シュヴァーベンを巡り、そして国王のイタリア遠征にも同行しており、この行動パターンに時期的な偏りもない。何よりも、

もっぱら彼のみがレーゲンスブルクを始めとするバイエルンでの文書発給に携わったというわけではない。

ともあれルードヴィヒ幼童王の東フランク書記局は、政権成立後まもなく、エンギルペロー、エルヌストゥスという2人のヴェテラン「書記」(Kanzler / Notar)により、先の表現を用いるなら両チームにより、担当地域——受領者ではなく、巡行地——に関して分担がなされていたようである。それは、もとより推測の域を出ないが、編入されたロートリンゲン書記局がロートリンゲンを所管とする独自の書記局を構成したことに触発されて生み出された一種の工夫であったのかもしれない。ただしエンギルペロー・チームの活動は、ルードヴィヒ幼童王の巡行路からバイエルンが外れ、国王巡行がフランケン・シュヴァーベン、そしてロートリンゲンを中心とするものへと変わっていったことに呼応してというべきか、906年4月8日、レーゲンスブルクでの文書作成を最後に確認されなくなる。

前節においてわれわれは、エンギルペロー、エルヌストゥスが活動した時期においては、書記局の統一的な書式集というものはおそらくなく、存在したのは各書記「チーム」ごとに「個性」を積み上げた「書式集」であり、それらが携行されたのであろう、との見通しを述べた。エンギルペローとエルヌストゥスの各「チーム」が担当地域を分けていたのなら、それぞれが独自の「書式集」を携行したことは、ごく自然なことであつたらう。ただしわれわれは東フランク書記局、ロートリンゲン書記局が概ね所管・担当地域を分担していたと思われるとしても、完全に「縦割り行政」がなされていたと考えるわけではない。この点を印章の問題から見ていきたい。

5 印章 SI (sigillum impressum)

国王文書につけられた印章(押印)は、蠟塊が文書の紙面に付着させられたものであるため、オリジナルで伝えられる文書にうまく保存されて初めてわれわれの目にふれる。当然のことながら文書伝承の間に欠けたり、失われ

ることもある。滅失の場合でも、また写本の場合でも、現物を見た人による観察所見が残されているなど、好条件があればその具体像が知られる。先に少しくふれたようにルードヴィヒ幼童王の印章については3種類の押印(Sigillum impressum)が確認されている。登場する時期が早い順にSI(Sigillum impressumの略)1～3の番号がふられている(表1の印章の欄)⁵⁰⁾。

SI.1は中央にローマ皇帝ハドリアヌスの胸像が描かれ⁵¹⁾、周囲に„+XPE PROTEGE HLVDVICVM REGEM“との銘が刻まれたもので、幼童王の曾祖父ルードヴィヒ・ドイツ人王が使用した印章の一つ、および大叔父ルードヴィヒ3世がただ一つ使用した印章と同一の母型で刻印されている。ルードヴィヒ名の国王3人に使用されたこの印章の母型は、ハドリアヌス像が刻まれた古代の貴石Gemmeをもとに製作され、P.ケールによるならばカロリング家に家宝として伝えられたものと思われる⁵²⁾。これが使用されている文書は、第8・19・26・29・31・33・37・38・55番の9点、そして観察者の記述から第1・7・13番の3点であり、したがってルードヴィヒ幼童王の統治開始の900年2月から、907年10月までその使用が確認される。

SI.2は中央に、王冠をかぶり、右肩に留め金をつけた衣装をまとい、右手に槍、左手に盾をもったルードヴィヒ幼童王が描かれ、周囲に„HLVDOVVICVS REX“の銘が刻まれている。第14・20・23・39・40A・44・53番の7点の文書と、滅失ではあるが観察者の記述から第46番の文書でこの印章が使われ、したがって902年8月から907年3月までの使用が確認される。

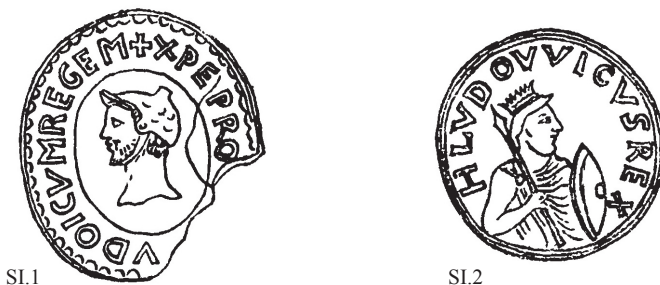


図2 ルードヴィヒ幼童王の印章

SI.3はSI.2とほぼ同様の衣装をまとい、無帽で、右手に旗のついた槍、左手に盾をもつ、ひげ面（Vollbart）のルードヴィヒ幼童王が描かれ、銘文はSI.2と同じである。第12・65・66・69・72・73・77番の7点の文書で使われている。第12番の文書は909年頃に901年の日付けを付して再交付された文書（後述）で、したがって本印章は909年1月から、ルードヴィヒ幼童王の現伝する最後の文書の日付けである911年6月までの使用が確認される。

さて3つの印章のうち、SI.1がルードヴィヒ幼童王の統治当初、900年2月から使用され（カロリング家に伝来する母型をそのまま使って）、902年からこれにSI.2が加わる。両印章はその後907年まで並行して使用され、909年からはもっぱらSI.3が使用された⁵³⁾。注目されるのは、SI.1とSI.2が並行して使用された時期、これら2つの印章がエンギルペローの認証する文書にも、エルヌストゥスのそれにも使用されていることである。前々節・前節においてわれわれは、エンギルペローとエルヌストゥスが文書作成実務の担当地域を分けており、両書記のもとでは各書記それぞれの「チーム」ごとに「個性」を積み上げた書式集があって、それが国王巡行のさいに携行されたのではないかと、との見通しを立てたが、しかし印章の母型に関しては各書記の「チーム」ごとに特定のそれが携行されたわけではないことは明らかである。そもそも印章に関わる実務——母型の保管・管理、押印作業など——は、誰が担っていたのであろうか。

母型の保管・管理、押印作業など、印章に関わる実務は書記局の職務の一つとされ、また特定の人員がこれにあたったとされるが⁵⁴⁾、文書作成者とは異なり、書記局のどのような人物が担当したのかなど、ほとんど不明である。ただ、文書全体の法的効力を保証する意味で押印されるこの印章は、同じ意味合いで国王自身によって描かれるモノグラムと同様、通例文書が書き上がってから文書紙面に付け加えられるものである。即ちそれらは、コロボラテイオで例えば「余は自分の手によって下に確認し、余の印章の押印をもって署印せられることを命じた」（*manu propria subter firmavimus et sigilli nostri*

impressione insigniri iussimus)⁵⁵⁾と表明されることから明らかなように、文書作成の最終段階でなされるものである。実際、ルードヴィヒ幼童王の文書では第76番が、オリジナルで伝わるものの、文書の伝える所領授与が実行されないままに終わり、法的効力のない文書のまま、たまたま現伝されたと考えられているが、その根拠は、文言は完成されていながらも、モノグラムが不完全、即ち国王による一筆が加えられておらず (*monogramm imperfectum*)、さらに印章を欠いたままであることが挙げられている⁵⁶⁾。

印章の押印が、国王自身によってモノグラムが描かれることとともに、文書作成の最後の段階に位置づけられる作業であるならば、これの指揮は、少なくとも幼童の国王ルードヴィヒの宮廷においては、基本的には書記局の最高レベルにあったように思われる。そもそも文書に記される内容は、国王と文書受領者たる貴族・聖職者その他との間で形成された合意の表明であり、モノグラムによる署判と印章の押印は、国王側の最終確認でもあって、文書の作成の実務にあたった「書記」(Kanzler / Notar) にこれを全面的に委ねたままにしたとは考え難い。

くり返しになるが、宮廷書記局は制度的に整備されたものではなく、文書作成業務に関しては、「書記」(Kanzler) が指導的な立場にあるものの、書記 (Notar / Schreiber) 間に明確な職務分担はなく、彼らがその時々状況に応じて、文書作成の各実務に携わったものと思われる。しかし、実務遂行にあってはそれなりの手順・手はずがあり、モノグラム・印章に関しては書記局の最高レベルからの最終チェックの入る可能性は決して小さくなくであろう。そうであるならば印章の母型は、ことにカロリング家の家宝とも推察されるSI.1の母型のように歴代にわたって伝えられたものであればなおのこと、各書記ないしその「チーム」が携行したというより——もとより彼らが実際にこれらを携行した可能性は排除できないが——、「書記局」が国王巡行に同行する財貨の一つとしてこれを携行したというべきであろう。

6 文書作成実務

先に述べたように、書記局において国王文書が作成されるさいには、文面作成と浄書とを一人の人物が担う場合も、別々の人物が担う場合もあり、エシャトコルだけは浄書者が文面も作成する場合もあった。また受領者側が文書を用意・作成している場合もあり、その場合でも書記局がエシャトコルなどの部分を作成し、受領者側が本文を作成する、あるいはその逆というパターンもあった。表1に掲げたロードヴィヒ幼童王文書の作成実務もまた、概ねこうした事態であったことを示している。先に、こうした事態から、書記たちがその時々状況に応じて、文書作成の各実務に携わったものと思われる、としたが、ここではもう少し別の角度からこの事態のもつ意味を考えてみたい。

表1を通してまず気づかされるのは、文面作成・浄書に関わる人員の少なさである。東フランク書記局の書記の関わる文書のうち、オリジナル文書では、研究者によってアイデンティファイされる4人の「書記」(Schreiber) (Engilpero B、Ernust A、Ernust B、Salomon A) が関わるものは21点——彼らによって文面作成・浄書された文書が15点⁵⁷⁾、彼らが一部を文面作成か浄書しているものが6点⁵⁸⁾——であるのに対し、彼ら以外の書記が関わっていると推測されるのは5点⁵⁹⁾にとどまる。コピー類の場合、Th.シーファーのいうところのエルヌストゥス・シューレによる文書や、やはりTh.シーファーがエンギルペロー文書群呼ぶ一群の文書があり、それらの文面作成者・浄書者を特定することは難しいが、ここでも多くの場合、上記の既知の「書記」(Schreiber) たちが関わっており、オリジナルで見られる所見を大きく変えるものではない。西川洋一氏の言う「一定の期間に、証書(国王文書——引用者)の文面作成・浄書のいずれについても、これに従事している者の数はごくわずか(ときには一人)」であるという状況はここでも当てはまる。

わずかな人員であるが、しかし、文面作成・浄書のすべてを一人だけで行うとは限らない。先の事態が物語る一側面である。書記局内で先の4人の「書記」(Schreiber) が別の書記(ロートリンゲン書記局書記を含む)と文面作成・

浄書を分担するものや⁶⁰、受領者側と分担するもの⁶¹、既知の「書記」(Schreiber)以外の書記が受領者側と分担するもの⁶²があることはいうまでもない。書記たちが一人で文面作成・浄書したと見られる文書においても、興味深いことに、後からの別の手が入っているものが見られる(もとよりオリジナル文書の場合でしか分からないため、実際にはもっと多い可能性があろう)。単なる修正・訂正の場合もあれば⁶³、実際的な記入の場合もある。例えば日付けが後から記入されている文書が4点⁶⁴あるが、日付け欄全体が書き加えられている1点(D23)は明らかに別の手によるものであり、また、本文において、授与・寄進されるべき所領の所在地名などの細部が後から、別の手で、おそらくは受領者側によって記入されているもの(D61)もある。なお第47番(D47)は、日付けのところが空欄(„Data __“)にされ、最後のアプレカティオ(祈禱文言)もないままの形のコピーで伝わっており、編纂者Th.シーファーは、これらが後から記入されることを見越してErnust Bによって作成されたものの、それがなされないまま交付されたのではないかと見ている。

これらのことから見て取れることは、文書作成段階において、書記局人員内で文面が協議され、さらに受領者側と協議している場合も少なくないという、ある意味、当たり前の状況である。確かに上の状況は、浄書のさいに必ずしも練り上げられた完成草案・草稿があったわけではないことや、文面に各書記固有の用語・書式から、はては書記個人の力量までが入り込む余地があったことを裏書きしている。しかし他方で文書作成が終始一人の書記だけで行われていたわけではないこともまたはっきりと示している。前節においてわれわれは印章に関わる実務の問題から、文書の最終確認たるモノグラムによる署判と印章の押印は、文書の作成の実務にあたった「書記」(Kanzler / Notar)に全面的に委ねられたまにされたのではなく、より高次のレヴェル、いわば全体としての「書記局」がこれを担ったのではないかと、との見通しを述べたが、文書作成段階においても、手順としての厳格さを有していたわけではないにせよ、また整備された組織体ではなかったにせよ、書記局内

での協議、受領者側との協議がもたれるなど、書記局全体としてそれなりに動いていたといえよう。

上のような当たり前と思われることをことさら強調し確認するのは、本章でのわれわれの課題を考えるにあたって少なからず示唆的と思われるからである。

ここで本章でのわれわれの課題を改めて確認しておこう。書記たちが国王巡行において携行したはずの「宮廷アーカイヴ」にはどのようなものが含まれていたのか、また書記が時に一人で活動し、さらには恒常的に存在するわけでもないと言われるなら、国王文書のうちに見られる古代末期以来の「伝統」が安定的に受け継がれることを可能にしたものは何であったのか――。

個々の書記が文面作成・浄書にあたって何を眼前にして、何を参照していたか、延いては彼が携行する「宮廷アーカイヴ」の中身が何であったのか。これに関して、先にわれわれは各書記－チームが「個性」を積み上げてきた「書式集」を想定した。文書作成に当たってはその他に、下敷きにされる、以前の証書(Vorurkunde)の存在が指摘される。例えば、ルードヴィヒ幼童王文書・第1番(D1 [900.2.7])はアルヌルフ文書・第18番(DAm18[888.2.23])を下敷きにしてある。後者はアルヌルフがアイヒシュテット司教座教会にヘリデー修道院を寄進し、前者はそれをルードヴィヒ幼童王がアイヒシュテット司教座教会に対して確認＝安堵するものであった。ルードヴィヒ幼童王文書の文面作成者がアルヌルフ文書を眼前にし、下敷きにしていたことは、アレンガがほぼ同文であり、それ以後の本文Context、そしてエシャトコルに至るまで、随所に同じ用語が用いられていることから、明らかである。われわれの当面する問題は、こうした下敷きにされた文書は、書記－書記局に所持されていたのか、受領者側から提示されたものであったのか、である。またこれに関連して、問われねばなるまい。書記－書記局のもとでは、発給する国王文書の写し(控え・副本)はとられていたのだろうか。

ちなみに、先のアルヌルフ文書・第18番(コピー)は書記(Notar)エル

ヌストゥスが認証するものであり、アルヌルフ文書編纂者P.ケールによれば、文面作成は指導的な書記のうちの一人によるものとされ、特定はされていない。他方、ルードヴィヒ幼童王文書・第1番（コピー）は書記（Notar）エンギルペローが認証するものであり、ルードヴィヒ幼童王文書編纂者Th.シーファーによるならば、文面作成者はエンギルペロー自身かもしれないとする。仮にそうだとするならば、エンギルペローは自らが、あるいは書記局が所持する控えを眼前にしていたのであろうか、あるいは受領者アイヒシュテット司教座教会が携行したアルヌルフ文書を眼前にしたのであろうか。

先にもふれたように、9世紀末以降、勅令（カピトゥラリア）による立法活動が行われなくなったことに象徴されるように、カロリング朝末期～オットー朝・ザーリア朝期においては一般的な法令の制定・公布はなされず、王権は個別の特権状の交付を積み重ねていった。一般法の場合はその性格上、文書化され、広く伝え・知られるべく写しが作成されたであろうが⁶⁵、受領者に個別に発給される特権状や、権利・特権や所領の確認状の場合、王権側にその写し（控え）を作成し保管する積極的な動機はないといえる。国王が交付する特権状は、「権利の存在と変動の唯一の物的証明手段である」ゆえに、これを保管・管理する積極的な動機はもっぱら受領者側にある。教会・修道院などの場合、そうした特権・権利、また所領の確保のため、王権から受領した特権状・確認状を保管・管理するだけでなく、王権に対したえずその確認を求めた。例えば国王が代わる折りや、司教・修道院長が交代するたびに、国王宮廷を訪れ、その特権・権利や所領の確認を求めたのであり、そのさい、前任諸王から授与された特権状・確認状類を携えたのである⁶⁶。

受領者側が、王権側－宮廷と交渉するさい、前任諸王から授与された特権状・確認状を携えたことは、実際、ルードヴィヒ幼童王文書からも確認される。908年8月17日付け文書・第62番（D62、コピー）は、実は、895年8月14日付けのロートリンゲン分国王ツヴェンティボルト文書・第3番（DZ3、コピー）への追加署名（署判）である。即ち、ツヴェンティボルトがザンクト・ミヒエル修道院に対して行った所領寄進を、ルードヴィヒ幼童王が確認する

ものなのであるが、ツヴェンティボルト文書そのものに、エシャトコルにおける同王の署名欄（行）と認証欄（行）の行間にルードヴィヒ幼童王の署名欄（行）が挿入され、さらにもととの895年8月14日の日付け、発給地トゥロスリ＝ロワールの記載、そしてアプレカティオ（祈禱文言）の下に、908年8月17日の日付け、発給地フランクフルトの記載が加えられたものである。通例であれば新たに確認状を交付するところを、追加署名（署判）をもって簡略化したもので、ルードヴィヒ幼童王文書ではこの事例でしか知られず、この処置をとった事情・背景は不明である⁶⁷。ともあれ受領者側が前任国王の文書を宮廷に携行し、提示したことは明らかである。

それでは宮廷－書記局側には国王文書類の写し（控え）はなかったのだろうか。既述のようにそもそも宮廷－書記局側が個別の特権状、確認状の写し（控え）を作成し、保管する積極的な動機はない。津田拓郎氏によると、カール大帝期・ルードヴィヒ敬虔帝期の「宮廷アーカイヴ」においては、いわゆるカピトゥラリアのテキスト＝写しですら保管・管理された痕跡はない⁶⁸。それでも写し（控え）はとられなかったと断言することは、困難である。

もう一例見てみよう。ルードヴィヒ幼童王文書・第12番（D12）はオリジナルで伝わる、901年9月13日付け、ゼーベン司教座教会への所領寄進状であり、書記（Notar）エンギルペローが認証するものであるが、浄書者はErnust Bであり、また印章はSI.3が用いられている。文書編纂者Th.シーファーによるならば文体は全体としてエンギルペロー文書群に属する。Ernust Bの活動は906年以降に毎年確認され、またSI.3の使用は909年～911年に集中していることなどから、D12は後年、シーファーによれば、909年にルードヴィヒ幼童王がゼーベン司教座教会に対して先任諸王たちによって授与され確認されてきた諸特権を確認した（D66）さいに、あらためて作成された、つまり、内容を、もともとの日付け・認証者のまま、再現したものと推測されている。新たな確認状を発給するのではなく、何故再現した文書を交付したのかは不明であるが、われわれにとって注目されるのは、この文書が、一部においてErnust Bの文体で書かれていると思われるところがあるものの、「エンギルペ

ロー文書群」を再現していること、即ちErnust Bが「エンギルペロー文書群」に属する文書を眼前にしていたと思われることである。本事例の場合、受領者側に原文書があって、それが提示されたとは考え難い。受領者側に写しがあって、それが提示されたのか、宮廷－書記局側に写し（控え）が存在したのか——、ここでも決定的な判断を下すのは困難である。

先行する国王文書（Vorurkunde）は、その利用動機の上からも、また実際に追加署名（判）の事例から明らかなように、基本的には受領者側が携行し、提示したものであると思われるが、しかしそれでも宮廷－書記局側に写し（控え）がなかったとは一概にはいえまい。

とはいえ、王権側が、自らが発給した文書の写し（控え）をとるのみならず、何代にもわたる先任諸王の国王文書のそれをすべて継承し、保管・管理することは、動機の上で積極的に後押しされるわけでもなく、物理的にも不可能であろう。王権－書記局側に写し（控え）が存在したとしても、それは決して完備されたものではなかったと思われる。いずれにせよわれわれにとって重要なことは、書記－書記局が文書作成段階においても、常に受領者側と接触し、常に受領者側が携行する文書と邂逅したであろう、ということである。受領者側は、国王文書の交付へと結実するその交渉・協議の段階で、求めることへの「物的証明手段」として先任諸王から授与された特権状・確認状を提示したであろうが、当然のことながら、それは合意後の文書作成段階へも引き継がれたはずである。先に、当たり前のことではあるがとして強調し確認した事態がこれである。

書記－書記局は、仮に完備された「宮廷アーカイヴ」を有していなかったとしても、文書作成実務のさいには、たえず受領者側と関わりを、とりわけ「権利の存在と変動の唯一の物的証明手段である」国王文書を保管・管理することに腐心し、まさにそれを携行して王権側にその確認を求めつづけた教会・修道院と関わりをもち、その過程で、下敷きにされることになる先行証書（Vorurkunde）にたえず接したことであろう。書記たちの「個性」が積み

重ねられる中であって、いわば「参照枠」として先行する証書（Vorurkunde）がたえず眼前に提供されたことによって、彼らの作成する文書は「個性」の赴くままに走らず、「伝統性」を維持できたのであろう。巡行先で不断に行われる「参照枠」とのこうした邂逅が「宮廷アーカイヴ」の「不備」を補完したものと思われる。

結び

カロリング朝末期～オットー朝・ザーリア朝期の巡行王権のもとで、宮廷書記局の個々の書記が文面作成・浄書にあたって何を眼前にし、何を参照していたのか、延いては彼が携行する「宮廷アーカイヴ」の中身が何であったのか——、これらの問いに対して残念ながらわれわれは確答を得ることはできない。この時代については、カール大帝・ルードヴィヒ敬虔帝期のカロリング朝についていわれる、王権側の文書の保管・管理のために何がしかの役割を与えられた「宮廷アーカイヴ」が存在したらしい、という推測さえ、困難である。しかし、それでも個々の書記たちの活動を通して、古代末期以来の皇帝証書・官僚証書の伝統、基本的枠組は連綿と受け継がれ、中世中期・後期へと受け渡されることになる。本稿では、「宮廷アーカイヴ」の推測される「不備」、書記局－書記の制度・組織としての——ときに一人の書記しか活動を担わないという——脆弱性にもかかわらず、何故カロリング朝末期～オットー朝・ザーリア朝期の書記たちはそうした歴史的使命をなしたのか、彼らになすことを可能にしたものは何であったのかを問うた。ルードヴィヒ幼童王期の書記たちの文書作成実務を例として追ってきたわれわれの答えは、書記局－書記と、国王文書を保管・管理することに腐心した教会・修道院などの受領者側との、文書作成段階でのたえざる接触・関わりが、書記局－書記側にとって「宮廷アーカイヴ」の「不備」を補完するものであったろうというものである。

それは、書記たちの不断の活動がそれ自体、期せずしてアーカイヴ活動、

中世前期・東フランク＝ドイツ王国における「宮廷アーカイヴ」
アーカイヴの保管・利用活動となっていた、と言い換えることができよう。
受領者側、教会・修道院など在地の側から見ると、文書の保管・管理に
腐心する彼らの「アーカイヴ」活動は、利用されてこそ、より大きな枠組み
でのアーカイヴ活動、アーカイヴの保管・利用活動に寄与することができた、
といえようか。

表1 ルードヴィヒ幼童王文書一覧

略号 Or オリジナル文書、Ebt 大司教座教会、Ebf 大司教、
 Bt 司教座教会、Bf 司教、Kl 修道院、M 修道士、
 Äbt 女子修道院長、Mgf マルクグラフ、Gf グラーフ

Nr	Or	日付け	発給地	受領者	内容	認証者	印章	作成実務
1		900. 2. 7	Forchheim	Bt.Eichstätt	所領確認	Engilpero	SI.1	書記局作成；Engilpero 文書群
2		900. 3.22	Diedenhofen	Ebt.Trier	所領確認	Albericus		Lothringen書記局作成； D17、18と同一人物が 文面作成
3		900. 4.13	Aachen	Kl.Fulda	権利確認	Engilpero		書記局作成；Engilpero 文書群
4		900. 4.28	Frankfurt	M.Sigolf	所領授与	Engilpero		書記局作成；Engilpero 文書群
5		900.10. 8	Tribur	M.Wenilo	権利授与	Ernustus		書記局作成；Datumの 文面作成はErnust A
6		900.10.12	Tribur	Kl.Corvey	権利確認	Ernustus		書記局作成；Datumの 文面作成はErnust A
7		900.10.31	Straßburg	Bt.Toul	所有確認	Albericus	SI.1	Lothringen書記局作成； D16、36と同一人物が 文面作成；Eschatokoll は東フランク書記局作 成か
8	○	901. 1. 1	Bodman	Kl.St.Gallen, Bt.Konstanz	相論調停	Ernustus	SI.1	受領者側作成；2名の 浄書者；第1の書き手 が署名欄・認証欄を、 第2の書き手が残る全 文を作成
9		901. 1.19	Regensburg	Kl.St.Florian	所領寄進	Engilpero		書記局作成；Engilpero 文書群
10		901. 8. 7	Ötting	capella Ötting	所領寄進	Engilpero		書記局作成；Engilpero 文書群
11		901. 9.12	Regensburg	M.Ekkebert	所領授与	認証欄欠如		書記局作成；Engilpero 文書群
12	○	901. 9.13	Regensburg	Bt.Säben	所領寄進	Engilpero	SI.3	D66と同時期に再交付。 書記局作成；Engilpero 文書群。 浄書者Ernust B
13		902. 2. 5	Straßburg	Kl.Weißenburg	所領寄進	Ernustus	SI.1	書記局作成；文面作成 はErnust A
14	○	902. 8. 6	Tribur	Bf.Salomo	所領交換	Ernustus	SI.2	本文Contextの文面作 成・浄書は受領者側； Eschatokollは書記局の Ernust Aが文面作成・ 浄書

中世前期・東フランク＝ドイツ王国における「宮廷アーカイヴ」

15	○	902. 8. 7	Tribur	Bt.Harberstadt	所領確認	Ernustus	滅失	書記局作成；Ernust Aが浄書；彼が文面も作成したかどうかは、Eschatokoll以外は不確実
16		902. 9.10	Metz	Kl.Stablo, Gf.Reginar	所領交換 の確認	Suutigarius		Lothringen書記局作成；D7、36と同一人物が文面作成
17		902. 9.19	Wadgassen	Ebt.Trier	権利回復	Ruadiuircus		Lothringen書記局作成；D2、18と同一人物が文面作成
18		902.10. 9	Aachen	Kl.Kievernunt	所領寄進	Theodulfus		Lothringen書記局作成；D2、17と同一人物が文面作成；Eschatokollは東フランク書記局作成か
19	○	903. 2.14	Forchheim	Ebf.Tuto	所領授与	Ernustus	SI.1	受領者側作成；浄書者はD26、31と同一人物（Regensburg教会関係者）；Eschatokollが先に書かれたか
20	○	903. 6.24	Forchheim	Kl.St.Gallen	権利確認	Ernustus	SI.2	書記局作成；Ernust Aが文面作成・浄書；Eschatokollが先に書かれたか
21		903. 7. 2	Theres	Bf.Erchanbold	所領授与	Ernustus		書記局作成；Datumの文面作成はErnust A
22		903. 7. 2	Theres	Bf.Erchanbold	所領授与	Ernustus		書記局作成；Datumの文面作成はErnust A
23	○	903. 7. 9	Theres	Bt.Würzburg	所領寄進	Ernustus	SI.2	書記局作成；Ernust Aが文面作成・浄書；但しDatumは後からの記入で、別の書き手によるものか；Monogrammに補助線が見られる
24		903. 8.12	Ötting	Bt.Passau	所領寄進	Engilpero		受領者側作成
25		903. 8.12	Ötting	clericusGumpold	所領授与	Engilpero		受領者側作成
26	○	903. 8.12	Ötting	Kl.St.Emmeram	所領寄進	Engilpero	SI.1	受領者側作成；浄書者はD19、31と同一人物（Regensburg教会関係者）
27		903. 9.26	Alpare	Mgf.Liutpoldの 家士Zwentibold	所領授与	Engilpero		受領者側作成；D42と同一人物（Mgf.Liutpoldのnotariusか）による文面作成
28	○	903.11.30	Regensburg	Bt.Freising	所領寄進	Engilpero	滅失	書記局作成；Engilpero Bが文面作成・浄書；日付け部分を除くEschatokollが先に書かれる

29	○	904. 2. 9	Regensburg	Kl.St.Gallen, Bt.Konstanz	相論調停	Engilpero	SI.1	書記局作成；Engilpero Bが文面作成・浄書
30	○	904. 3. 5	Regensburg	Kl.St.Emmeram	所領寄進	Engilpero	滅失	書記局作成；Engilpero Bが文面作成・浄書
31	○	904. 3.10	Ingolstadt	Gf.Ottakarの息 子Arpo	所領授与	Ernustus	SI.1	受領者側（Regensburg 教会関係者；D19、26 浄書者）が ³ Chrismon、 冒頭部、署名欄、 Monogrammを書いた 後、本文Context、認証 欄、Datumを書記局の Ernust Aが書く
32		904. 3.18	Ulm	Bt.Worms	所領確認	Ernustus		受領者側作成
33	○	904. 6.15	Ingelheim	Kl.St.Gallen	所領寄進	Ernustus	SI.1	書記局のErnust Aが 冒頭から本文Context 導入部までと、 Eschatokollを作成・浄 書した後、Contextの 主要部を受領者側が作 成・浄書
34	○	904. 6.15	Ingelheim	p r e s b i t e r Isanrich	所領回復	Ernustus	滅失	書記局（Ernustusシ ューレ）の作成； Monogrammの真ん中 に点が描かれる（書く 位置を示すためか）
35		904. 8. 3	Frankfurt	Stift Kaiserswerth	所領寄進	Ernustus		書記局（Ernustusシ ューレ）の作成
36		904.11.26	Tribur	M.Umcrim	所領授与	Ernustus		Lothringen書記局（D7、 16と同一人物が文面 作成）が ³ Eschatokoll 以外の部分を作成； Eschatokollは書記局の Ernust Aが作成
37	○	905. 1.21	Bodman	Bf.Salomo	所領交換	Ernustus	SI.1	受領者側作成
38	○	905. 2. 6	Regensburg	Bf.Salomo	所領授与	Engilpero	SI.1	受領者側作成
39	○	905. 2.14	Regensburg	Kl.Niederalteich	所領回復	Engilpero	SI.2	書記局作成；Engilpero Bが文面作成・浄書； 日付け部分以外の Eschatokollと、導入部 が先に書かれる
40	○	905. 4.29	Regensburg	自由人Ioperht, Kl.Niederalteich	所領交換 の確認	Engilpero	SI.2	書記局作成；Engilpero Bが文面作成・浄書；2 点（40A、40A1）作成
41		905. 5.15	Regensburg	Ebf.Tuto	所領交換 の確認	認証欄欠如		書記局作成；Engilpero Bによるものか
42		905. 5.16	Regensburg	Mgf.Liutpoldの 家士Immo	所領授与	Engilpero		受領者側作成；D27 と同一人物（Mgf. Liutpoldのnotariusか） による文面作成
43		906. 4. 8	Regensburg	Bf.Erchanbold	隷農授与	Engilpero		書記局作成か

中世前期・東フランク＝ドイツ王国における「宮廷アーカイヴ」

44	○	906. 5. 8	Holzkirchen	Bt.Freising	権利確認	Ernustus	SI.2	書記局（Ernustusシュレー）の作成；D45と同一人物が浄書；Eschatokollが先に書かれる；Monogrammと日付けは後から記入か
45		906. 5.31	Rottweil	servus Johan	解放文書	Ernustus		書記局（Ernustusシュレー）の作成；D44と同一人物が浄書
46	○	906. 6.29	Tribur	Kl.Fulda	所領寄進	Ernustus	SI.2	書記局作成；Ernst Bによる文面作成・浄書；但し後からの幾つかの訂正はErnustus自身によるものか
47		906. __	__	王の封臣 Reinbold, Kl.Lorsch	所領交換 の確認	Ernustus		書記局作成；Ernst Bによる文面作成；オリジナルにおいてに日付け、Auctum、Apprecatioを欠いていたと思われる（後からの記入が忘れられたか）
48		906. 9. 2	Stegaurach	Bt.Worms	所領寄進	Ernustus		書記局（Ernustusシュレー）の作成
49		906 (10.19)	Metz	Kl.St.Evre	所領確認	Theodulfus		Lothringen書記局作成；文面作成はTheodulfus自身か
50		906.10.20	St.Arnulf bei Metz	Äbt.Nivellesの 家士Liutard	所領交換 の確認	Theodulfus		Lothringen書記局作成；文面作成はTheodulfus自身か
51	○	906.11. 4	Nordhausen	monasterium Cyriak	所領寄進	Ernustus	滅失	書記局作成；Ernst Bによる文面作成・浄書
52		907. 3.18	Furt	王母Oda	所領授与	Ernustus		ProtokollとEschatokollのみ伝来；文面作成者は書記局のErnst Bか
53	○	907. 3.19	Furt	K l . F u l d a , Kl.Echternach	所領交換 の執行	Ernustus	SI.2	書記局（Ernustusシュレー）が本文Context以外の枠組みを作成・浄書した後、受領者側がContextとChrismonを作成・浄書
54		907.10.22	Tribur	M.Sigolf	所領授与	Ernustus		書記局作成；Ernustusシュレーの文体要素が支配的だが、Engilpero文書群を想起させる部分も混在
55	○	907.10.26	Frankfurt	Bt.Lüttich	所領確認	Ernustus	SI.1	書記局作成；Ernst Bによる文面作成・浄書
56		907.10.29	Frankfurt	Bt.Eichstätt	内容不明	Ernustus		ProtokollとEschatokollのみ伝来；文面作成者は書記局のErnst Bか

57		908. 1.18	Aachen	Bt.Lüttich	所領確認	Ernustus		Eschatokoll以外を受領者側が作成；Eschatokollは書記局（Ernustusシューレ）が作成
58		90[8].2.5	Frankfurt	Bf.Erchanbold	権利授与	Ernustus	滅失	書記局作成；Ernust Bによる文面作成
59	○	908. 2.11	Frankfurt	Ebf.Ratbod	所領授与	Theodulfus	滅失	Lothringen書記局作成；文面作成はTheodulfus自身か；浄書はD76と同一人物による；日付け、インデクティオの年次、統治の年次は後からの記入
60		908. 6. 8	Forchheim	Ebf.Hatto	所領授与	Ernustus		書記局（Ernustusシューレ）の作成
61	○	908. 7. 9	Tribur	Hz. Burchardのcapellanus Martin	所領授与	Ernustus	滅失	書記局作成；Ernust Bによる文面作成・浄書；所領所在地名の記入など、一部は別の手による
62		908. 8.17	Frankfurt	Kl.S.Mihiel	文書確認	認証欄欠如		Zwentibold文書D3への追加署名（署名欄と日付け欄のみ）；Ernust Bによるものと判断される
63	○	908.10. 5	Tribur	Kl.Hersfeld	権利授与	Ernustus	滅失	書記局作成；Ernust Bによる文面作成・浄書
64		908.12.17	Waiblingen	Ebt.Salaburg	所領寄進	Odalfridus		書記局作成；EschatokollはErnust Bを示す
65	○	909. 1. 7	Bodman	Kl.St.Gallen	所領寄進	Odalfridus	SI.3	書記局作成；Ernust Bによる文面作成・浄書
66	○	909. 1.20	Holzkirchen	Bt.Säben	権利確認	Salomon	SI.3	書記局作成か受領者側作成か判断つきがたい
67	○	909. 2.19	Holzkirchen	Gf. Abo、Ebf. Pilgrim	所領授与	Salomon	滅失	書記局の書式にあって作成された文面を受領者側が浄書
68		---	-	Kl.Andlau	権利確認	Theodulfus		改竄文書；Protokollや署名欄など、枠構成は、書記Theodulfus下のLothringen書記局による作成
69	○	909. 5.21	Bodman	Kl.Reichenau	権利確認	Salomon	SI.3	D66と筆跡が類似；書記局作成か受領者側作成か判断つきがたい；Eschatokollが先に書かれる、また日付けは後から記入；釣鐘様の認証記号を欠く

中世前期・東フランク＝ドイツ王国における「宮廷アーカイヴ」

70		909.11. 9	Ingelheim	Kl.Kievermunt	所領確認	Theodulfus		Lothringen書記局作成； 文面作成はTheodulfus 自身か
71		909.12.13	Ingelheim	Ebf.Hatto	所領確認	Salomon		書記局作成かどうか確 定できず
72	○	910. 2.10	Frankfurt	Gf.Konrad	所領授与	Salomon	SI.3	書記局作成；Ernst B による文面作成・浄 書；Chrismon、冒頭行、 Eschatokollを先に書い た後、本文Contextを書 く；幾つかの修正
73	○	910. 7.26	ad sanctam Brigidam	presbiter Foldger	所領授与	Salomon	SI.3	書記局作成；Salomon Aによる文面作成・浄 書； Chrismon、冒頭行、 Eschatokollを先に書い た後、本文Contextを書 く
74		910.10. 9	Lonnerstadt	Bf.Erchanbold Dioker	所領交換 の確認	Odalfridus		Protokollと Eschatokoll のみ伝来；書記局書式 から逸脱
75		910.10. 9	Lonnerstadt	Bf.Erchanbold Reginger	所領交換 の確認	Odalfridus		Protokollと Eschatokoll のみ伝来；書記局書式 から逸脱
76	○	910.10.15	Forchheim	Gf.Hugoの3名 の家士	所領授与	Theodulfus	なし	Lothringen書記局作成； 文面作成はTheodulfus 自身か；浄書はD59と 同一人物による Monogramm未完成
77	○	911. 6.16	Frankfurt	presbiter Goibold	所領授与	Salomon	SI.3	書記局作成；Salomon Aによる文面作成の 後、別人により浄書か

註

- 1) 津田拓郎「カロリング期フランク王国における「カピトゥラリア」と宮廷アーカイヴ」『ヨーロッパ文化史研究』14、2013年、東北学院大学ヨーロッパ文化研究所、79-97頁
- 2) 津田拓郎（前注1）82-83頁
- 3) 津田拓郎（前注1）96-98頁
- 4) H.Bresslau, *Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien*, 1. Bd., Berlin²1958, S.165
- 5) 巡行王権全般については、H.C.Peyer, *Das Reisekönigtum des Mittelalters*, in: *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 51, 1964, S.1-21
- 6) 渡部治雄「『王宮』研究の現況とその意義」『東北大学教養部紀要』41-1、1984年、193頁；鈴木隆将『10世紀末～11世紀初ヘッセンにおける修道院のServitium Regis』名古屋大学大学院文学研究科提出修士論文、2004年（未刊行）、1頁
- 7) 西川洋一「12世紀ドイツ帝国国制に関する一試論——フリードリヒ1世・バルバロッサの政策を中心として——」（4・完）『国家学会雑誌』95巻11・12号、1982年、77-78頁；西川洋一「フリードリヒ・バルバロッサの証書における王権と法（1152-1167）」『国家学会雑誌』98巻1・2号、1985年、11-12頁
- 8) 西川洋一「フリードリヒ・バルバロッサの証書」（前注7）25-26頁
- 9) G.Althoff, *Die Ottonen. Königsherrschaft ohne Staat*, Stuttgart-Berlin-Köln 2000, S.230-247；ゲルト・アルトホフ『中世人と権力 「国家なき時代」のルールと駆引』八坂書房 2004年。G.アルトホフの所説については、早川良弥「貴族の集団形成と紛争のルール」、笠松和比古編『公家と武家 その比較文明的的研究——国際シンポジウム 第22集——』国際日本文化研究センター 2004年所収、81-86頁；服部良久「中世政治史における紛争解決とシンボリックなコミュニケーション——ゲルト・アルトホフの研究に関するコメント——」『公家と武家』86-92頁を参照
- 10) 渡部治雄「『帝国教会制』と教会祭儀」『東北大学教養部紀要』33、1981年、223頁
- 11) 鈴木隆将（前注6）1頁
- 12) このことは基本的にはカロリング朝期にも妥当しよう。「地方官僚」を配置し、さらにその「官僚」の査察のための国王巡察使の制度を設けたカロリング朝にあっても、国王たちは巡行していた。国王巡察使の制度が有効に機能せず、短期間で消滅してしまっていることは、官僚制の維持が容易ではなかったことを示している。カロリング朝期の国王たちもまた、統制さるべき「官僚」を含め、支配さるべき王国民に対し、自らの顕現・遍在によって支配実践をより有効たらしめようとした、そのような側面もまた考慮されるべきと思われる。なお、カロリング朝、オットー

朝の「国家」については、五十嵐修「国家なき国王支配？——中世初期国家研究の現状と課題——」『人文・社会科学論集』26、2008年、東洋英和女学院大学、49-59頁を参照

- 13) Annalista Saxo, ed.G.Waitz, MGH SS 6, S.622
- 14) 年代記などでは繰り返し「彼（＝国王）は旅の順序を秩序立てた（予め決めていた）」(disposuit seriem itionis) と述べられるが、当然そのお膳立ては国王周辺の者たちによってなされた。H.C.Peyer, *Das Aufkommen von festen Residenzen und Hauptstädten im mittelalterlichen Europa*, in:dern., *Könige, Stadt und Kapital. Aufsätze zur Wirtschafts- und Sozialgeschichte des Mittelalters*, Zürich 1982, S.71
- 15) 例えば後出の書記エンギルペローは、アルヌルフ政権時代、アルヌルフ文書・第95番DAm95 (891.11.1) に斡旋者として登場し、「余（国王アルヌルフ宮廷）の聖職者にして書記」(cappellanus et notarius) と呼ばれている。——念のため言い添えれば、この時期「宮廷書記局」Kanzleiは、後でもふれるように、文書行政のための完備された組織体として存在していたわけではない。宮廷教会の聖職者capallanusたちの幾人かが書記として文書の作成・発給にたずさわっていたにすぎず、したがって「宮廷書記局長」archicancellariusの存在もまた名目的・名誉職的なものであった。そしてこのような事態はまた「宮廷教会（宮廷礼拝堂）」Hofkapelleにも当てはまる。「宮廷教会」もまた、国王に仕える聖職者たちが王家－宮廷の祭祀をつかさどっていたのであり、この人的集団は特定の「教会」に属しているわけでも、まして建物としての「教会」を有しているわけでもない。したがって「宮廷司祭長」archicapallanus職もまた名目的・名誉職的なものであった。なお、„Hofkapelle“は本来「宮廷礼拝堂」と訳すべきであろうが、「礼拝堂」という語は建物をイメージさせるため、本稿では建物だけでなく組織をも意味しうる「教会」を用いて、「宮廷教会」とした。
- 16) 國原吉之助「『ケムブリジ歌謡』考」『名古屋大学文学部研究論集』76（文学26）、1980年、106-108頁
- 17) 岡崎敦「中世末期フランス王の文書管理——「文書の宝物庫」をめぐる——」『史淵』143、2006年、九州大学、49頁；井上陽子「中世盛期フランスにおける公文書発給とその管理」『メタプティヒアカ』（名古屋大学大学院文学研究科 教育研究推進室年報）5、2010年、109頁；H.C.Peyer(wie Anm.14), S.73
- 18) H.Bresslau(wie Anm.4), S.171；H.C.Peyer(wie Anm.14), S.73
- 19) 以下、書記局－書記に関する記述内容は、拙稿「911年 コンラート1世国王選挙」（その1）『アカデミア』人文・社会科学編、79、2004年、南山大学、171-173頁と重複する。なお、中世前期・中期の「宮廷書記局」の性格については、西川洋一「フリードリヒ・バルバロッサの証書」（前注7）5-6頁を参照
- 20) このことは、前注15でもふれたように、カロリング朝末期～オットー朝期の「宮

廷教会」の場合にも当てはまる。国王－宮廷に仕える聖職者を統括するべき「宮廷司祭長」職も、通例、大司教クラスの高位聖職者が兼ね、やはり多分に名目的・名誉職的な存在であった。また、宮廷聖職者たちが国王の文書行政の実務を担っていたことから、「宮廷司祭長」が「宮廷書記局長」職を兼ねていることも少なくなかった。文書認証欄において「(私) 書記某が宮廷司祭長某に代わって認証し、下署した」と書かれることが多いのはこうした事態を反映している。

- 21) 西川洋一「フリードリヒ・バルバロッサの証書」(前注7) 5-6頁
- 22) ハインリヒ1世(919-936)の初期の数年間においても、ただ一人の書記ジモン(後出)しか活動していなかった。拙稿(前注19) 177-178頁を参照
- 23) MGH *Diplomata regum Germaniae ex stirpe Karolorum*, T.1, *Die Urkunden Ludwigs des Deutschen, Karlmanns und Ludwigs des Jüngeren*, hrsg. v. P.Kehr, München 1980 (erstgedr. 1932-1934)
- 24) MGH *Diplomata regum Germaniae ex stirpe Karolorum*, T.2, *Die Urkunden Karls III.*, hrsg. v. P.Kehr, Berlin 1937
- 25) MGH *Diplomata regum Germaniae ex stirpe Karolorum*, T.3, *Die Urkunden Arnolds*, hrsg. v. P.Kehr, Berlin 1956 (erstgedr. 1940)
- 26) MGH *Diplomata regum et imperatorum Germaniae*, T.1, *Die Urkunden Konrad I., Heinrich I. und Otto I.*, hrsg. v. Th.Sickel, Berlin 1956 (erstgedr. 1879-1884)
- 27) MGH *Diplomata regum Germaniae ex stirpe Karolorum*, T.4, *Die Urkunden Zwentibolds und Ludwigs des Kindes*, hrsg. v. Th.Schieffer, Berlin 1963 (erstgedr. 1960)
- 28) 宮廷書記局を「宮廷書記局長」ではなく「宮廷司祭長」が指揮する形になっていることについては、前注20を参照
- 29) 以上、拙稿(前注19) 172-173頁を参照
- 30) 国王文書の書式に関する邦語文献として、高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』東京大学出版会、2005年、67-69頁。またレオポール・ジェニコ(森本芳樹監修、大嶋誠、斎藤綱子、佐藤彰一、丹下栄訳)『歴史学の伝統と革新——ベルギー中世史学による寄与——』九州大学出版会、1996年、201-205頁に、書式・用語の説明と実例の訳文が載せられている。さらに船越康壽「シャンナート編フルダ律院古文書集の古文書学的考察」『横浜市立大学紀要』16-17, B 6-7, 1953年、1-178頁(但し、表紙および背表紙のタイトルは「フルダ律院文書の古文書学的考察」となっている)は文書史料に関する邦語の解説書として、今日なおきわめて有意な文献である。
- 31) 出典: König Konrad I. *Herrschaft und Alltag*, Begleitband zur Ausstellung: 911 – Königswahl zwischen Karolingern und Ottonen. König Konrad der Erste – Herrschaft und Alltag, hrsg. V. G.K.Stasch u.F.Verse, Vonderau Museum Fulda 2011, S.15
- 32) 第23番の文書(D23)にはモノグラムの箇所には薄いインクで線が引かれており、幼い王が描くために引かれた補助線と考えられており、また第34番の文書(D34)

にはモノグラムの真真中に点が描かれており、これも幼王に描くさいに位置を示すために書かれたものと推測されている。Th.Schieffer, *Einleitung zu den Urkunden Ludwigs des Kindes*(wie Anm.27), S.87

- 33) 書体、認証記号については、高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』（前注30）、42-43頁、45-46頁、53頁注6を参照
- 34) 表1および以下、書記たちの活動に関する文書学的所見については、Th.Schieffer, *Einleitung zu den Urkunden Ludwigs des Kindes*(wie Anm.27), S.75-93、および彼による各文書の解題 *Vorbemerkung* に依拠した。
- 35) ロートリンゲン書記局では、アルベリクス *Albericus*（活動期間900年）、スヴィトガリウス *Switgarius*（同902年）、ルアディウィルクス *Ruadiuiricus*（同902年）、テオドゥルフス *Theodulfus*（同902-901年）の4名が登場する。このうち14世紀の写本で伝わるD17においてしか登場しない書記ルアディウィルクスは、コピストの過誤か、とされる。Vgl. *Vorbemerkung zu D17*.—なお、以下で宮廷書記局－書記の活動を見ていくさい、ロートリンゲン書記局はわれわれの直接的な観察範囲からは外していく。同書記局は上述のようにトリニア大司教座教会の聖職者＝書記たちが同教会を拠点にして実務を担ってきたのであり、彼らが「宮廷書記」として保管・管理すべき文書があったとするなら、それはトリニア大司教座教会の文書庫におかれていたと考えられるからである。
- 36) 書記エンギルペローがアルヌルフの宮廷聖職者と呼ばれていることについては前注15を参照。また書記エルヌストゥスも895年、アルヌルフからシュヴァーベンに所領を与えられたさいに、「余（国王アルヌルフ宮廷）の聖職者」と呼ばれている（DArn122）。なお、このことなどからTh.シーファーはエルヌストゥスをシュヴァーベン人と推測する。Th.Schieffer, *Einleitung zu den Urkunden Ludwigs des Kindes*(wie Anm.27), S.82
- 37) 拙稿「911年・シュヴァーベンにおける「騒擾」(tumultus) ——シュヴァーベン太公権形成前史・覚え書——」『アカデミア』文学・語学編、89、2011年、南山大学、233-239頁を参照
- 38) 拙稿（前注19）、172-173頁を参照
- 39) P.Kehr, *Die Kanzlei Ludwigs des Kindes*, Berlin 1940, S.12；Th.Schieffer, *Einleitung zu den Urkunden Ludwigs des Kindes*(wie Anm.27), S.83
- 40) D5（900年Ko）、D6（900年Ko）、D13（902年Ko）、D14（902年Or）、D15（902年Or）、D20（903年Or）、D21（903年Ko）、D22（903年Ko）、D23（903年Or）、D31（904年Or）、D33（904年Or）、D36（904年Ko）（Or オリジナル、Ko 写本）
- 41) ここでは、Aspert Dをエルヌストゥスと見るかどうか、したがってまた、Ernst Aをエルヌストゥス自身と見るかどうか、等々をめぐるTh.ジッケル、P.ケール間の議論には立ち入らない。ここではTh.シーファーに従う。Aspert Dは遅くとも889年

(DArn63) から活動が確認される。

- 42) エルヌストゥスのもとでD46 (906年Or)、D47 (906年Ko)、D51 (906年Or)、D52 (907年Ko)、D55 (907年Or)、D56 (907年Ko)、D58 (908年Ko)、D61 (908年Or)、(D62 (908年Ko))、D63 (908年Or)、オダルフリドゥスのもとでD64 (908年Ko)、D65 (909年Or)、ザロモのもとでD72 (910年Or)、およびD12 (901年付け[後述])
- 43) 拙稿 (前注19)、177-178頁を参照
- 44) 念のため言い添えれば、コンラート1世文書・第10番 (DKI 10) (受領者側作成・コピー) に登場する書記Wodelfridusはオダルフリドゥスと見なされる。
- 45) 巡行図作成に当たっては、基本的には滞在地と次の滞在地とを直線で結んだが、その間の期間がかなりの程度離れていて、かつ距離もまたそうである場合は (例えば901年9月レーゲンスブルクと902年2月シュトラスブルク) 直線で結ぶことはしなかった。なお、Holzkirchenの同定については2説あり、それぞれ(カッコ) づけで、また直線は点線にして、示した。
- 46) 代表的な王宮地をあげると、バイエルンのレーゲンスブルクRegensburg・エティンゲÖtting、フランケンのフランクフルトFrankfurt・トリブールTribur・インゲルハイムIngelheim・フォルヒハイムForchheim、シュヴァーベン・ボートマンBodman・ロットヴァイルRottweil・ヴァイブリンゲンWaiblingen、ロートリンゲンのアーヘンAachen・ディーデンホーフエンDiedenhofenなどがある。
- 47) トリブール (5・6・14・15・36・46・54・61・63)、フランクフルト (35・55・56・58)、フォルヒハイム (19・20・60)、テレス (21・22・23)、インゲルハイム (33・34)、フルト (52・53)、シュテガウラハ (48)
- 48) ボートマン (8・37)、シュトラスブルク (13)、ウルム (32)、ロットヴァイル (45)、ノルトハウゼン (51)
- 49) 906年5月8日の滞在地ホルツキルヘン (44) の同定は難しいが、仮にバイエルン所在の地であるにしても、この場合も、レーゲンスブルクを立て、シュヴァーベン・フランケンへ巡行するさいの起点と考えられよう。
- 50) 印章一般については、高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』(前注30)、117-125頁を参照。ルードヴィヒ幼童王の印章については、O.Posse, Die Siegel der deutschen Kaiser und Könige von 751 bis 1913, B.5, Dresden 1913, S.10, Tafel 5,Nr.8 ~ 10 ; F.Philippi, Siegel, Leipzig Berlin 1914, S.8 ; Th.Schieffer, Einleitung zu den Urkunden Ludwigs des Kindes(wie Anm.27), S.92-93. 図1に見られる印章がSI.3(O.Posse, Tafel 5,Nr.10) である。SI.1とSI.2 (O.Posse, Tafel 5,Nr.8, 9) については、本稿では、写真版を掲載しても鮮明に再現することは難しいと思われるため、船越康壽氏の論文(前注30)の折り込み図版において手書きで再現されているものを、図2として掲載する。
- 51) F.Philippi(wie Anm.50),S.8はヘレクレス像か、とする。

- 52) P.Kehr, Einleitung zu den Urkunden Ludwigs des Jüngeren(wie Anm.23), S.II. なお Th.オッフアーゲルト (後注53, S.581) はSI.1の使用者に関して、ルードヴィヒ・ドイツ人王とすべきところを、誤ってルードヴィヒ敬虔帝としている。
- 53) Th.オッフアーゲルトはSI.3でルードヴィヒ幼童王がひげ面に描かれ、この印章の使用が909年から確認されることを、ルードヴィヒ幼童王が成人年齢に達したことと関連させている。Thilo Offergeld, Reges pueri. Das Königtum Minderjähriger im frühen Mittelalter, Hannover 2001, S.581-582
- 54) J.Spiegel, Art.Siegel. I. Allgemein. Kaiser- und Königsurkunden, in : Lexikon des Mittelalters Bd.7, Sp.1848
- 55) D70. 他も同様な表現である。
- 56) Th.Schieffer, Einleitung zu den Urkunden Ludwigs des Kindes(wie Anm.27), S.87
- 57) Ernst A : D20 · 23, Engilpero B : D28 · 29 · 30 · 39 · 40, Ernst B : D46 · 51 · 55 · 61 · 63 · 65 · 72, Salomon A : D73
- 58) Ernst A : D14 · 15 · 31 · 33, Ernst B : D12, Salomon A : D77
- 59) D15 · 34 · 44 · 53 · 77
- 60) D5? · 7? · 13? · 15 · 18? · 21? · 22? · 36 · 64? · 77
- 61) D14 · 31 · 33
- 62) D53 · 57
- 63) D46 · 72
- 64) D23 · 28 · 39 · 44
- 65) 津田拓郎 (前注1) 95-96頁
- 66) L.Herkommer, Untersuchungen zur Abtsnachfolge unter den Ottonen im südwestdeutschen Raum, Stuttgart 1973, S.63-68. なお国王文書のナラティオにおいて、受領者側のこの行動が語られることがある。
- 67) ちなみにカール3世が887年に発給した文書3点 (DKdD159 · 167 · 169) には、同887年11月のクーデタで彼に代わった国王アルヌルフの追加署名 (署判) が見られる (署名欄のみ)。オリジナルで伝わるD169のそのアルヌルフ署名欄の右にはアルヌルフがクーデタ直後にしか使用しなかった印章 (SI.1 : 887.11.27 - 888.1.1) が押印されており、受領者たちがクーデタ後、直ちに新王に権利・所領の確認を求めようとし、アルヌルフ側が追加署名 (署判) をもって処理を急いだ様子が窺われる。
- 68) 津田拓郎 (前注1) 95-96頁

[付記] 校了後、千葉敏之氏のご高論「準えられる王 初期中世ヨーロッパの政治社会」(近藤和彦編『歴史的ヨーロッパの政治社会』山川出版社 2008年所収)を見過ごしていたことを知った。氏の斬新で緻密な論議を前に、拙稿の稚拙さを恥じるばかりである。機会があれば、論じ直したい。

„Reichsarchiv“ im spätkarolingischen und ottonisch-salischen Reich

Minoru OKACHI

Kurzfassung

Es gab in der spätkarolingischen und ottonisch-salischen Zeit kein ständiges Reichsarchiv, so ist es gesagt. Damals, unter dem Reisekönigtum, waren Könige mit dem Hof immer auf der Reise, und ein dem Reichsarchiv Entsprechendes war auch immer auf der Reise.

Mit dem König sind die Kleriker der Hofkapelle gereist. Einige von ihnen waren gleichzeitig auch als Kanzler tätig, und haben sich mit den Urkundenaufstellungen beschäftigt. Das, was dem Reichsarchiv entsprach, waren nichts anderes als die Akten, die die Kleriker-Kanzler auf der Reise mitgenommen haben. Dort gab es natürlich Archivtätigkeit im gegenwärtigen Sinne.

Doch die Kleriker als Kanzler haben einer nach andern die Formulare der Königsurkunden übergeben, damit konnten sie eine historische Aufgabe erfüllen, den Grundrahmen der spätrömischen Kaiserurkunden oder Beamtenurkunden und karolingischen Königs- und Kaiserurkunden über längere Zeit hinweg zu bewahren.

Aber die Königskanzlei, zu der die Kleriker-Kanzler gehört haben, war nicht ein vollständiger Apparat. Es gab, wie oben gesagt, nur Kleriker, die als Kanzler tätig waren. Und manchmal war nur ein Kanzler tätig. Warum konnten die Kanzler trotz der Brüchigkeit des Kanzleiwesens diese historische Aufgabe erfüllen?

In dieser Abhandlung wurde die Aktivität der Kanzler des Königs Ludwigs des Kindes bei den Urkundenaufstellungen untersucht.

Was die Details der Akten, die die Kanzler auf der Reise mitgenommen haben, betrifft, können wir leider nicht aufhellen. Sie haben wahrscheinlich nur die

individuellen Formelsammlungen und einige Vorurkunden mitgenommen. Das dem Reichsarchiv Entsprechende war also nicht so reichhaltig.

Aber auf der Reise waren sie ständig den Boten der Kirchen oder Klöster von überall begegnet, die den König auf der Reise besucht haben, um die Privilegien von ihm zu bekommen oder ihn ihre älteren Rechte bestätigen zu lassen. Und die Boten haben die Urkunden, die sie von den vorigen Königen erhalten hatten und ihre älteren Rechte bewiesen haben, mitgenommen. Die Kirchen und Klöster haben sich um die Bewahrung von solchen Urkunden bemüht, und deswegen ihr eigenes Archiv im eigentlichen Sinn gehabt. Bei den Urkundenaufstellungen haben die Kanzler am Hof ständigen Kontakt mit den Kirchen oder Klöstern gehabt.

Der ständige Kontakt der Kanzler am Hof mit den Kirchen oder Klöstern bei den Urkundenaufstellungen hat wahrscheinlich sozusagen als „Referenzrahmen“ die Mängel des „Reichsarchivs“ ergänzt.

Die ständige Aktivität der Kleriker-Kanzler am Hof resultierte in der Archivtätigkeit, und die Archivtätigkeit von der Seite der Kirchen und Klöster hat zur Ergänzung des „Reichsarchivs“ beigetragen.